

【表紙】

【提出書類】 有価証券届出書の訂正届出書

【提出先】 関東財務局長

【提出日】 平成23年 2月28日

【発行者名】 R B S (ルクセンブルグ)エス・エイ
(RBS (Luxembourg) S.A.)

【代表者の役職氏名】 ディレクター マリオ・ザルドーニ
(Mario Zardoni)
ディレクター オズギュエル・ギュルベイル
(Özgül Gülbey)

【本店の所在の場所】 ルクセンブルグ大公国 エスペランジュ L-5826
ガスペリッシュ通り 33番
(33, Rue de Gasperich, L-5826 Hespérange
Grand Duchy of Luxembourg)

【代理人の氏名又は名称】 弁護士 一木 剛太郎

【代理人の住所又は所在地】 東京都千代田区丸の内二丁目 6番 1号
丸の内パークビルディング
森・濱田松本法律事務所

【事務連絡者氏名】 弁護士 一木 剛太郎

【連絡場所】 東京都千代田区丸の内二丁目 6番 1号
丸の内パークビルディング
森・濱田松本法律事務所

【電話番号】 03(6212)8316

【届出の対象とした募集(売出)外国投資信託受益証券に係るファンドの名称】
アーカス・ジャパン・ロング/ショート・ファンド
(Arcus Japan Long/Short Fund)

【届出の対象とした募集(売出)外国投資信託受益証券の金額】
リテイル証券について、1,000億円を上限とする。

【縦覧に供する場所】 該当事項なし

1 【有価証券届出書の訂正届出書の提出理由】

本日、半期報告書を提出いたしましたので、平成22年11月30日付をもって提出した有価証券届出書（平成22年12月24日付有価証券届出書の訂正届出書により訂正済）（以下「原届出書」といいます。）の関係情報に新たな情報を追加および更新するため、また原届出書の記載事項のうち訂正すべき事項がありますので、これらを訂正するため、および原届出書の添付書類の一部が変更されましたので、変更された添付書類を提出するため、本訂正届出書を提出するものです。

2 【訂正の内容】

・半期報告書の提出による訂正

原届出書の下記事項については、半期報告書の記載内容*と同一内容に更新または追加されます。

原届出書	半期報告書	訂正の方法
第二部 ファンド情報 第1 ファンドの状況 5 運用状況 (1) 投資状況 (3) 運用実績 (4) 販売及び買戻しの実績	1 ファンドの運用状況 (1) 投資状況 (2) 運用実績 2 販売及び買戻しの実績	更新 追加 追加
第3 ファンドの経理状況 1 財務諸表	3 ファンドの経理状況	追加
第三部 特別情報 第1 管理会社の概況 1 管理会社の概況 (1) 資本金の額 2 事業の内容及び営業の概況 3 管理会社の経理状況	4 管理会社の概況 (1) 資本金の額 (2) 事業の内容及び営業の状況 5 管理会社の経理の概況	更新 更新 更新

* 半期報告書の記載内容は、以下のとおりです。

[次へ](#)

1 ファンドの運用状況

RBS(ルクセンブルグ)エス・エイ(RBS (Luxembourg) S.A.)(以下「管理会社」という。)により管理されるアーカス・ジャパン・ロング/ショート・ファンド(Arcus Japan Long / Short Fund)(以下「ファンド」という。)の運用状況は以下のとおりである。

(1) 投資状況

資産別および地域別の投資状況

(平成23年1月末日現在)

資産の種類	国名	時価合計 日本円	投資比率 (%)
株式	日本	2,441,637,250	76.37
先物	日本	27,647,280	0.86
現金・預金・その他の資産(負債控除後)		727,779,764	22.76
合計(純資産総額)		3,197,064,294	100.00

(注1) 投資比率とは、ファンドの純資産総額に対する当該資産の時価の比率をいう。以下同じ。

(注2) ファンドは、ルクセンブルグ法に基づいて設定されているが、ファンド証券は円建てのため、以下の金額表示は別段の記載がない限り円をもって行う。

(注3) 本書の中で金額および比率を表示する場合、四捨五入してある。従って、合計の数字が一致しない場合がある。また、円貨への換算は、本書の中でそれに対応する数字につき所定の換算率で単純計算のうえ、必要な場合四捨五入してある。従って、本書中の同一情報につき異なった円貨表示がなされている場合もある。

(2) 運用実績

純資産の推移

平成22年2月1日から平成23年1月末日までの1年間における各月末の純資産の推移は以下のとおりである。

	純資産総額	1口当りの純資産価格
	円	
平成22年2月末日	3,697,633,280	26,131
3月末日	4,587,672,435	27,128
4月末日	4,684,393,551	28,328
5月末日	4,063,805,611	26,785
6月末日	3,824,212,295	25,564
7月末日	3,471,674,718	25,640
8月末日	3,267,612,511	24,599
9月末日	2,990,281,240	24,588
10月末日	2,989,129,190	25,405
11月末日	3,098,513,166	26,589
12月末日	3,175,783,849	27,984
平成23年1月末日	3,197,064,294	28,472

分配の推移

該当事項なし(平成22年2月1日～平成23年1月末日)。

収益率の推移

平成22年2月1日から平成23年1月末日までの1年間の収益率は以下のとおりである。

	(%)
収益率(注)	11.92

(注) 収益率(%) = $100 \times (a - b) / b$

a = 平成23年1月末日の1口当り純資産価格

b = 当該期間の直前の日(平成22年1月末日)の1口当り純資産価格

[次へ](#)

2 販売及び買戻しの実績

平成22年2月1日から平成23年1月末日までの1年間における販売および買戻しの実績ならびに平成23年1月末日現在の発行済口数は以下のとおりである。

販売口数	買戻し口数		発行済口数	
	本邦内における販売口数	本邦内における買戻し口数	発行済口数	本邦内における発行済口数
31,131	0	64,513	112,289	72,208

[前へ](#) [次へ](#)

3 ファンドの経理状況

- a . ファンドの日本語の中間財務書類は、ルクセンブルグにおける諸法令および一般に認められた会計原則に準拠して作成された原文の中間財務書類を翻訳したものである。ファンドの日本語の中間財務書類は、「中間財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則」第76条第4項ただし書の規定に準拠して作成されている。
- b . ファンドの中間財務書類は、外国監査法人等（公認会計士法（昭和23年法律第103号）第1条の3第7項に規定する外国監査法人等をいう。）の監査を受けていない。
- c . ファンドの原文の中間財務書類は、日本円で表示されている。

[前へ](#) [次へ](#)

(1) 資産及び負債の状況

アーカス・ジャパン・ロング/ショート・ファンド

純資産計算書

2010年11月30日現在

(単位：日本円)

資産

投資有価証券：	(注記参照)	
- 取得原価		2,657,090,515
- 未実現純損益		(377,680,915)
		2,279,409,600
現金：		
- 手元現金		309,740,546
- 証拠金勘定	(注記参照)	511,548,292
- その他のスワップにかかる未実現利益	(注記参照)	7,613,780
		3,108,312,218
負債		
その他の負債：		
- 未払税金および未払費用		9,799,052
		9,799,052
純資産		3,098,513,166
1口当り純資産価格		26,589円
発行済受益証券口数		116,533.00口

注記は本財務書類と不可分なものである。

(2) 損益計算書

アーカス・ジャパン・ロング/ショート・ファンド

運用計算書および純資産変動計算書

2010年6月1日から2010年11月30日までの期間

(単位：日本円)

期首現在純資産		4,063,805,611
収益		
投資有価証券からの収益		
- 配当金、純額	(注記参照)	20,717,539
預金利息、純額		2,312,254
		23,029,793
費用		
報酬：		
- 投資運用報酬	(注記参照)	12,615,238
- 実績報酬	(注記参照)	862
- 代行協会員報酬	(注記参照)	12,610,980
- 中央管理報酬および保管報酬		5,312,181
その他の費用：		
- 年次税	(注記参照)	776,285
- 監査および法務報酬		3,125,029
- 印刷および公告費		1,575,788
- 一般管理費およびその他の費用		2,811,662
		38,828,025
運用純損益		(15,798,232)
以下にかかる実現純損益：		
- 投資有価証券および先物の売却	(注記参照)	(89,658,514)
- スワップ	(注記参照)	24,664,411
実現純損益		(80,792,335)
以下にかかる未実現純評価益/(損)の変動：		
- 投資有価証券		1,303,081
- その他のスワップ		3,237,980
運用から生じた純資産の純増加/(減少)		(76,251,274)
資本の変動		
受益証券発行		21,982,560
受益証券買戻		(911,023,731)
		(889,041,171)
期末現在純資産		3,098,513,166

注記は本財務書類と不可分なものである。

アーカス・ジャパン・ロング/ショート・ファンド

統計情報

2010年6月1日から2010年11月30日までの期間

受益証券

期首現在発行済受益証券口数	151,719.00
発行受益証券口数	820.00
買戻受益証券口数	(36,006.00)
期末現在発行済受益証券口数	116,533.00
1口当り純資産価格	日本円
最高価格	26,808 (2010年6月1日)
最低価格	24,284 (2010年10月4日)
期末現在	26,589

アーカス・ジャパン・ロング/ショート・ファンド

受益証券口数、純資産および1口当り純資産価格の変動

日付	発行済 受益証券口数	純資産額	通貨	1口当り 純資産価格
2008年5月31日	234,787.00	6,881,477,898	日本円	29,309
2009年5月31日	152,969.00	3,376,465,719	日本円	22,073
2010年5月31日	151,719.00	4,063,805,611	日本円	26,785
2010年11月30日	116,533.00	3,098,513,166	日本円	26,589

[前△](#) [次△](#)

アーカス・ジャパン・ロング/ショート・ファンド

財務書類に対する注記

2010年11月30日

ファンドの説明

ルクセンブルグ大公国の法律に基づき契約型投資信託（“Fonds Commun de Placement”）として共同発起人であるロンドンのアーカス・インベストメント・リミテッドおよび東京の三菱UFJモルガン・スタンレー証券株式会社（旧：三菱UFJ証券株式会社）により組成されたアーカス・ジャパン・ロング/ショート・ファンド（以下「ファンド」という。）は、有価証券およびその他の資産の共有持分型投資信託であり、ルクセンブルグの法律に基づき設立された会社であるアーカス・インベストメント（ルクセンブルグ）エス・エイ（以下「管理会社」という。）によって、共同所有者の利益のために管理される。

ファンドは、投資信託に関する2002年12月20日ルクセンブルグ法パートIIに基づき組成されている。

管理会社は、ルクセンブルグ法に基づく株式会社として、1999年3月23日に存続期間を無期限として設立された会社であり、ルクセンブルグ商業登記 Nr B 69 044に従い登記されている。その登記上の事務所は、エマニュエル・セルベ通り20、ルクセンブルグ L-2535に在する。

管理会社の定款は1999年4月19日に、ファンドの約款は1999年5月11日に、ルクセンブルグ大公国の官報である「メモリアル C ルクイ・デ・ソシエテ・エ・アソシアシオン・ドゥ・グラン・ダッチェ・ドゥ・ルクセンブルグ」（「メモリアル」）に公告された。約款は、2008年11月14日および2010年6月24日付で改訂された。

ファンドの投資目的は、日本企業に対して公正価値に焦点をあてたロングまたはショート（もしくはその両方）の投資を行うことで、安定かつ長期的な資本価値の増加を達成することである。

ファンドは、日本株に対して投資するのと同じエクスポージャーを有するスワップ契約を締結することができる。契約期間は、1か月を超えることはできない。

ファンドがある株式のロング・スワップ・ポジションをとる時には、原資産のポジションの大きさおよび行使価格が決定される。ファンドは、原資産のポジションの大きさに見合っ合意された利率に等しい金額を支払い、またファンドが原資産のポジションの大きさに等しい額の株式を保有していたと仮定した場合に達成されたであろう総収益（正または負の金額）に等しい額を受領するか支払う責任を負う。

ファンドがある株式のショート・スワップ・ポジションをとる時には、原資産のポジションの大きさおよび行使価格が決定される。ファンドは、ファンドが原資産のポジションの大きさに等しい額の株式のショート・ポジションを保有していたと仮定した場合に達成されたであろう総収益（正または負の金額）に等しい額を受領するか支払い、また原資産のポジションの大きさに見合っ合意された利率に等しい金額を受領する（金利が低い場合には、ブローカー手数料が、ファンドが受領する利息額を超過することがある）。

重要な会計方針の要約

a) 投資有価証券の評価

公認の金融商品取引所で値付けされているかまたは定期的に取引が行われていて公認かつ公開の他の規制ある市場で取引されている有価証券は、直近の入手可能な終値を基準に評価される。数か所の金融商品取引所または規制ある市場で値付けされている場合、当該有価証券の主要市場である金融商品取引所または規制ある市場における直近の入手可能な終値が適用される。ただし、当該価格が、時価を反映していない場合を除く。当該価格が有価証券の時価を反映していないと管理会社が考える場合には、これらの有価証券は、管理会社が慎重かつ誠実に決定した予想実現価値を基準にして、管理会社により評価される。

公認の金融商品取引所または定期的に取引が行われ公認かつ公開の他の規制ある市場で値付けされていない有価証券は、管理会社が慎重かつ誠実に決定した予想実現価値で、管理会社により評価される。

先物取引は、かかる先物取引が主に取引されている市場の直近の売却価格で評価される。

b) スワップの評価

スワップは、裏付けとなる有価証券の入手可能な直近の終値に基づく公正価値で評価される。

c) 投資有価証券売却にかかる実現純損益

投資有価証券売却にかかる実現純損益は、売却された投資有価証券の平均原価を基準に算出される。

d) スワップ契約にかかる実現純損益

スワップ契約にかかる実現純損益は、先入れ先出し基準により算出される。

e) 外貨換算

ファンドの会計帳簿および財務書類は、日本円で表示されている。日本円以外の通貨で表示されている預金口座およびその他の純資産は、投資有価証券の時価とともに、評価日の実勢為替レートで日本円に換算される。

日本円以外の通貨で表示される収益および費用は、支払日の実勢為替レートで日本円に換算される。為替差損益は、財務書類に含まれている。

日本円以外の通貨建ての有価証券の取得原価は、取得日の実勢為替レートで換算される。

f) 創立費用および再編費用

創立費用および再編費用は、5年間にわたり定額法で償却される。2004年5月31日現在、かかる費用は全額償却済みである。

g) 収益

配当金は、配当落ち基準により、源泉所得税引後の金額で認識される。利息は、期間按分して、源泉所得税引後の金額で計算される。

投資運用報酬

管理会社は、ファンドのために、アーカス・インベストメント・リミテッド（以下「投資運用会社」という。）と投資顧問契約を締結している。

管理会社および投資運用会社は、該当する月中のファンドのリテイル証券に帰属する日々の平均純資産額の純資産150億円以下の部分について年率0.75%および純資産150億超の場合超過部分の純資産について0.70%を月報酬として受領する権利を有する。

リストリクティッド証券については管理報酬は課せられない。

実績報酬

投資運用会社は、その業務に対し、超過収益（目論見書に定義されている。）の15%相当額の実績報酬を半年毎に受領する権利を有し、ファンドの資産から支払われる。

年次税

現行法規に基づき、ファンドは、各四半期末のファンドの純資産額を基準として四半期毎に支払われ計算される年率0.05%のルクセンブルグにおける年次税を課せられる。

ファンド受益証券の発行および買戻にかかる手数料

当初募集期間後、受益証券は、1口当り純資産価格で発行される。販売手数料が発生する場合、いかなる場合でも、受益証券が販売される国における法律、規則および慣行により認められる最高額を超過することはできない。

2010年11月30日に終了した期間について、買戻手数料は請求されなかった。

代行協会員

日本における代行協会員は、ファンド資産の中から、毎月末に当該月のファンドの日々の平均純資産総額の年率0.75%（純資産150億円以下の部分について）および0.80%（純資産150億円超の場合超過部分について）の報酬を受領する権利を有する。かかる報酬は、毎月末に日本において代行協会員を通じて販売されなかった受益証券、もしくは毎月末に受益者帳簿に代行協会員が名義人としてまたは自己名義で登録されていない受益証券に相当するファンドの純資産部分については支払われない。

証拠金勘定

286,372,275円にのぼる証拠金勘定は、メリルリンチとのスワップ契約から生じるコミットメントのための担保として用いられている。

投資ポートフォリオの変動

2010年6月1日から2010年11月30日までの期間の有価証券ポートフォリオ変動の写しは、管理会社の登記上の事務所において無料で入手することができる。

後発事象

ファンドは、2011年2月から、2002年12月20日の投資信託に関する法律のパートIの規定に基づくUCITSに変更されることが、2011年1月19日に署名された持回り取締役会決議によって取締役会により決議された。

スワップ契約

2010年11月30日現在、ファンドは、以下の契約を締結している。

- ロング・スワップ契約

数量	銘柄	想定元本 (日本円)	時価 (日本円)	行使価格 (日本円)	純損益 (日本円)
500,000	長谷工コーポレーション	35,000,000	75.00	70.00	2,489,106
100,000	西松建設	19,600,000	104.00	98.00	1,193,900
200,000	西松建設	9,800,000	104.00	98.00	596,950
20,000	協和エクシオ	14,440,000	745.00	722.00	641,506
900	トライステージ	1,105,200	1,220.00	1,228.00	(7,544)
9,900	シップヘルスケアホールディングス	87,000	961.00	870.00	9,073
100	シップヘルスケアホールディングス	8,613,000	961.00	870.00	900,372
24,000	SUMCO	7,806,000	1,326.00	1,301.00	147,570
6,000	SUMCO	31,224,000	1,326.00	1,301.00	590,282
10,000	ITホールディングス	29,910,000	987.00	997.00	25,491
20,000	ITホールディングス	29,910,000	987.00	997.00	25,491
30,000	ITホールディングス	19,940,000	987.00	997.00	16,994
30,000	ITホールディングス	9,970,000	987.00	997.00	8,497
280,000	DIC	45,360,000	166.00	162.00	1,626,681.7
275	フジ・メディア・ホールディングス	31,185,000	117,100.00	113,400.00	1,212,393.669
20,000	ラウンドワン	6,360,000	425.00	318.00	2,324,020.45
20,000	ラウンドワン	6,360,000	425.00	318.00	2,324,020.45
30,000	ブリヂストン	44,190,000	1,542.00	1,473.00	2,056,245.863
20,000	日本電気硝子	23,740,000	1,175.00	1,187.00	(135,789)
35,000	日本電気硝子	41,545,000	1,175.00	1,187.00	(237,631)
35,000	日本電気硝子	41,545,000	1,175.00	1,187.00	(237,631)
20,000	日本電気硝子	23,740,000	1,175.00	1,187.00	(135,789)
10,000	栗本鐵工所	14,100,000	108.00	94.00	2,095,611
150,000	栗本鐵工所	940,000	108.00	94.00	139,707
5,000	三井海洋開発	6,005,600	1,407.00	1,201.12	1,027,633

数量	銘柄	想定元本 (日本円)	時価 (日本円)	行使価格 (日本円)	純損益 (日本円)
10,000	三井海洋開発	13,007,595	1,407.00	1,300.76	1,058,799
110,000	日立製作所	43,340,000	396.00	394.00	718,010
20,000	エルピーダメモリ	8,570,000	997.00	857.00	1,397,333
10,000	エルピーダメモリ	17,140,000	997.00	857.00	2,794,665
5,000	船井電機	24,150,000	2,844.00	2,415.00	4,282,483
10,000	船井電機	24,150,000	2,844.00	2,415.00	4,282,483
10,000	船井電機	12,075,000	2,844.00	2,415.00	2,141,242
25,000	日産自動車	7,900,000	785.00	790.00	180,041
50,000	日産自動車	39,500,000	785.00	790.00	(297.94)
10,000	日産自動車	19,750,000	785.00	790.00	(148.97)
11,000	トヨタ自動車	33,605,000	3,220.00	3,055.00	2,009,140
11,000	トヨタ自動車	33,605,000	3,220.00	3,055.00	2,009,140
10,000	第一興商	13,630,000	1,486.00	1,363.00	1,458,258
10,000	第一興商	13,630,000	1,486.00	1,363.00	1,458,258
4,000	コーナン商事	9,280,000	925.00	944.91	(32,888)
10,000	コーナン商事	3,779,656	925.00	928.00	(80,111)
60,000	伊藤忠商事	47,280,000	776.00	788.00	(232,516)
100,000	兼松	7,100,000	72.00	71.00	97,790
100,000	兼松	7,100,000	72.00	71.00	97,790
50,000	住友商事	45,640,000	1,092.00	1,141.00	(1,379,005)
40,000	住友商事	57,050,000	1,092.00	1,141.00	(1,723,757)
250,000	新生銀行	17,500,000	73.00	70.00	744,553
200,000	新生銀行	21,000,000	73.00	70.00	893,464
200,000	新生銀行	11,200,000	73.00	70.00	476,514
150,000	新生銀行	9,800,000	73.00	70.00	416,950
150,000	新生銀行	10,500,000	73.00	70.00	446,732
140,000	新生銀行	10,500,000	73.00	70.00	446,732
160,000	新生銀行	14,000,000	73.00	70.00	595,642
300,000	新生銀行	14,000,000	73.00	70.00	595,642
250,000	新生銀行	17,500,000	73.00	70.00	744,553
10,000	三井住友フィナンシャルグループ	7,536,000	2,569.00	2,512.00	308,154
7,000	三井住友フィナンシャルグループ	17,584,000	2,569.00	2,512.00	719,027
3,000	三井住友フィナンシャルグループ	25,120,000	2,569.00	2,512.00	1,027,181
150	セブン銀行	22,523,601	151,200.00	150,157.34	150,545
5,000	東京センチュリーリース	6,115,000	1,236.00	1,223.00	151,447
5,000	東京センチュリーリース	6,115,000	1,236.00	1,223.00	151,447
3,000	オリックス	22,860,000	7,150.00	7,620.00	(1,417,115)
10,000	日神不動産	5,580,000	570.00	558.00	118,263
10,000	日神不動産	5,580,000	570.00	558.00	118,263
10,000	日神不動産	5,580,000	570.00	558.00	118,263
100	タクトホーム	6,560,000	79,800.00	65,600.00	1,557,458
5,300	東日本旅客鉄道	26,188,963	5,000.00	4,941.31	307,421
450	イー・アクセス	28,980,000	48,000.00	64,400.00	(7,305,320)
10,000	日本電信電話	39,000,000	3,790.00	3,900.00	(554,139)
9,000	日本電信電話	35,100,000	3,790.00	3,900.00	(498,725)
10,000	日本電信電話	39,000,000	3,790.00	3,900.00	(554,139)
10,000	東京電力	38,360,000	1,950.00	1,918.00	628,060
20,000	東京電力	19,180,000	1,950.00	1,918.00	314,030
		1,466,720,614.19			39,890,531

- ショート・スワップ契約

数量	銘柄	想定元本 (日本円)	時価 (日本円)	行使価格 (日本円)	純損益 (日本円)
(30,000)	日揮	(49,560,000)	1,621.00	1,652.00	920,646
(5,000)	ヤクルト本社	(49,500,000)	2,375.00	2,475.00	1,741,157
(20,000)	ヤクルト本社	(12,375,000)	2,375.00	2,475.00	435,289
(25,000)	サッポロホールディングス	(23,590,000)	339.00	337.00	(168,043)
(30,000)	サッポロホールディングス	(10,110,000)	339.00	337.00	(72,018)
(70,000)	サッポロホールディングス	(8,425,000)	339.00	337.00	(51,590)
(27)	キャンドウ	(2,097,900)	71,000.00	77,700.00	161,235
(16,000)	キッコーマン	(29,920,000)	901.00	880.00	(719,647)
(34,000)	キッコーマン	(14,080,000)	901.00	880.00	(338,658)
(5,000)	カゴメ	(12,096,000)	1,478.00	1,512.00	260,645
(12,000)	カゴメ	(15,120,000)	1,478.00	1,512.00	337,146
(10,000)	カゴメ	(18,144,000)	1,478.00	1,512.00	404,575
(8,000)	カゴメ	(7,560,000)	1,478.00	1,512.00	155,343
(20,000)	電通	(43,680,000)	2,258.00	2,184.00	(1,778,245)
(10,000)	エーザイ	(28,400,000)	2,879.00	2,840.00	(1,095,361)
(6,000)	オリエンタルランド	(46,260,000)	7,580.00	7,710.00	471,268
(17,000)	トレンドマイクロ	(41,616,000)	2,585.00	2,448.00	(2,336,855)
(10,000)	資生堂	(34,380,000)	1,749.00	1,719.00	(1,106,489)
(20,000)	資生堂	(17,190,000)	1,749.00	1,719.00	(553,245)
(20,000)	ライオン	(8,800,000)	444.00	440.00	(86,061)
(20,000)	ライオン	(8,800,000)	444.00	440.00	(86,061)
(20,000)	ライオン	(8,800,000)	444.00	440.00	(83,861)
(25,000)	東燃ゼネラル石油	(25,935,000)	825.00	741.00	(2,970,830)
(35,000)	東燃ゼネラル石油	(18,525,000)	825.00	741.00	(2,122,022)
(50,000)	日立金属	(49,800,000)	961.00	996.00	1,440,600
(33,000)	日本製鋼所	(14,926,000)	822.00	878.00	847,183
(17,000)	日本製鋼所	(28,974,000)	822.00	878.00	1,644,531
(50,000)	ツガミ	(27,850,000)	558.00	557.00	(117,919)
(28,000)	旭ダイヤモンド工業	(41,048,000)	1,452.00	1,466.00	379,121
(20,000)	小松製作所	(45,040,000)	2,318.00	2,252.00	(1,328,501)
(17,000)	日立建機	(14,688,000)	1,908.00	1,836.00	(669,788)
(8,000)	日立建機	(31,212,000)	1,908.00	1,836.00	(1,423,300)
(10,000)	千代田化工建設	(38,280,000)	727.00	696.00	(1,726,580)
(25,000)	千代田化工建設	(17,400,000)	727.00	696.00	(778,284)
(55,000)	千代田化工建設	(6,960,000)	727.00	696.00	(311,314)
(4,000)	ダイキン工業	(14,500,000)	3,005.00	2,900.00	(617,737)
(3,000)	ダイキン工業	(8,700,000)	3,005.00	2,900.00	(370,642)
(3,000)	ダイキン工業	(8,700,000)	3,005.00	2,900.00	(370,642)
(5,000)	ダイキン工業	(11,600,000)	3,005.00	2,900.00	(494,190)
(60,000)	三菱電機	(48,840,000)	829.00	814.00	(909,219)
(71,000)	明電舎	(24,211,000)	357.00	341.00	(1,158,728)
(50,000)	シャープ	(40,350,000)	805.00	807.00	(407,616)
(100,000)	川崎重工業	(23,600,000)	259.00	236.00	(2,304,455)
(100,000)	川崎重工業	(23,600,000)	259.00	236.00	(2,304,455)
(200,000)	いすゞ自動車	(68,600,000)	373.00	343.00	(6,412,948)
(200,000)	三菱自動車工業	(21,000,000)	113.00	105.00	(1,635,464)
(200,000)	三菱自動車工業	(21,000,000)	113.00	105.00	(1,651,214)
(6,000)	シマノ	(17,020,000)	4,035.00	4,255.00	872,532

数量	銘柄	想定元本 (日本円)	時価 (日本円)	行使価格 (日本円)	純損益 (日本円)
(4,000)	シマノ	(25,530,000)	4,035.00	4,255.00	1,308,799
(23,000)	オリンパス	(50,163,000)	2,355.00	2,181.00	(4,356,468)
(16,000)	キャノン	(63,920,000)	3,945.00	3,995.00	787,935
(2,000)	任天堂	(41,640,000)	22,730.00	20,820.00	(4,107,860)
(10,000)	ユニ・チャーム	(16,875,000)	3,270.00	3,375.00	311,815
(5,000)	ユニ・チャーム	(33,750,000)	3,270.00	3,375.00	1,043,630
(3,000)	フジ	(3,234,000)	1,602.00	1,617.00	27,773
(3,000)	フジ	(4,851,000)	1,602.00	1,617.00	44,084
(2,000)	フジ	(4,851,000)	1,602.00	1,617.00	44,084
(100,000)	みずほ信託銀行	(21,375,000)	75.00	75.00	(30,753)
(315,000)	みずほ信託銀行	(23,625,000)	75.00	75.00	(22,178)
(285,000)	みずほ信託銀行	(7,500,000)	75.00	75.00	(3,291)
(55,000)	みずほインベスターズ証券	(4,290,000)	78.00	78.00	(10,462)
(100,000)	池田泉州ホールディングス	(11,100,000)	114.00	111.00	(318,745)
(160)	ソニーフィナンシャルホールディングス	(46,128,000)	302,500.00	288,300.00	(2,280,707)
(33,000)	三井不動産	(51,315,000)	1,482.00	1,555.00	2,036,314
(10,000)	三菱地所	(22,140,000)	1,412.00	1,476.00	865,821
(15,000)	三菱地所	(22,140,000)	1,412.00	1,476.00	865,821
(15,000)	三菱地所	(14,760,000)	1,412.00	1,476.00	577,214
(20,000)	住友不動産	(37,820,000)	1,802.00	1,891.00	1,572,861
(200)	N T T 都市開発	(2,220,000)	73,600.00	74,000.00	(6,419)
(270)	N T T 都市開発	(19,980,000)	73,600.00	74,000.00	(57,771)
(30)	N T T 都市開発	(14,800,000)	73,600.00	74,000.00	(42,794)
(50,000)	東武鉄道	(34,200,000)	455.00	456.00	(118,955)
(25,000)	東武鉄道	(11,400,000)	455.00	456.00	(39,652)
(75,000)	東武鉄道	(22,800,000)	455.00	456.00	(79,304)
(25,000)	京浜急行電鉄	(18,900,000)	736.00	756.00	421,433
(20,000)	京浜急行電鉄	(22,680,000)	736.00	756.00	500,049
(30,000)	京浜急行電鉄	(15,120,000)	736.00	756.00	333,366
(25,000)	京浜急行電鉄	(18,900,000)	736.00	756.00	421,433
(20,000)	小田急電鉄	(30,840,000)	763.00	771.00	194,179
(40,000)	小田急電鉄	(15,420,000)	763.00	771.00	97,089
(80,000)	近畿日本鉄道	(20,080,000)	250.00	251.00	66,170
(80,000)	近畿日本鉄道	(20,080,000)	250.00	251.00	66,170
(80,000)	近畿日本鉄道	(20,080,000)	250.00	251.00	71,190
(40,000)	南海電気鉄道	(3,470,000)	337.00	347.00	96,743
(10,000)	南海電気鉄道	(3,470,000)	337.00	347.00	96,743
(10,000)	南海電気鉄道	(3,470,000)	337.00	347.00	96,743
(10,000)	南海電気鉄道	(13,880,000)	337.00	347.00	380,030
(10,000)	京阪電気鉄道	(7,120,000)	337.00	356.00	323,316
(10,000)	京阪電気鉄道	(3,560,000)	337.00	356.00	161,658
(10,000)	京阪電気鉄道	(3,560,000)	337.00	356.00	161,658
(25,000)	京阪電気鉄道	(3,560,000)	337.00	356.00	161,658
(25,000)	京阪電気鉄道	(8,900,000)	337.00	356.00	404,145
(10,000)	京阪電気鉄道	(8,900,000)	337.00	356.00	404,145
(10,000)	京阪電気鉄道	(3,560,000)	337.00	356.00	161,658
(10,000)	京阪電気鉄道	(3,560,000)	337.00	356.00	161,658
(20,000)	京阪電気鉄道	(3,560,000)	337.00	356.00	161,658
(250,000)	全日本空輸	(75,000,000)	296.00	300.00	817,094
(20,000)	三菱倉庫	(20,740,000)	1,061.00	1,037.00	(603,915)

数量	銘柄	想定元本 (日本円)	時価 (日本円)	行使価格 (日本円)	純損益 (日本円)
(20,000)	三菱倉庫	(20,740,000)	1,061.00	1,037.00	(603,915)
(20,000)	三菱倉庫	(20,740,000)	1,061.00	1,037.00	(603,915)
(6,000)	四国電力	(44,262,000)	2,435.00	2,459.00	(26,354)
(18,000)	四国電力	(14,754,000)	2,435.00	2,459.00	(12,473)
(5,000)	松竹	(5,130,000)	509.00	513.00	27,489
(5,000)	松竹	(5,130,000)	509.00	513.00	27,489
(5,000)	松竹	(5,130,000)	509.00	513.00	27,489
(10,000)	松竹	(2,565,000)	509.00	513.00	16,951
(10,000)	松竹	(2,565,000)	509.00	513.00	16,951
(10,000)	松竹	(2,565,000)	509.00	513.00	16,951
(2,000)	ファーストリテイリング	(18,540,000)	13,240.00	12,360.00	(1,523,809)
(1,500)	ファーストリテイリング	(18,540,000)	13,240.00	12,360.00	(1,495,999)
(1,500)	ファーストリテイリング	(24,720,000)	13,240.00	12,360.00	(1,994,666)
(20,000)	ソフトバンク	(57,200,000)	2,900.00	2,860.00	(825,097)
		(2,386,260,900)			(32,276,753)
	合計	(919,540,286)			(7,613,780)

上記の純損益は、未収／未払利息およびブローカー手数料を含んでいる。

ロング・ポジションおよびショート・ポジションにかかる未実現純利益総額は7,613,780円であり、純資産計算書の「スワップにかかる未実現利益」に反映されている。

[前へ](#) [次へ](#)

(3) 投資有価証券明細表等

アーカス・ジャパン・ロング/ショート・ファンド

投資有価証券およびその他の純資産明細表

2010年11月30日

(単位: 日本円)

株数 または 額面価額	銘柄	通貨	取得原価	有価証券 一単位当り 評価額	時価 (注記参照)	純資産 割合 %
	公認の証券取引所に上場されているまたは他の規制ある市場で取引されている譲渡性のある有価証券					
	株式					
	日本					
100,000	穴吹興産	日本円	13,294,337	167.000	16,700,000	0.5
32,600	アートネイチャー	日本円	25,705,142	724.000	23,602,400	0.8
30,000	東京センチュリーリース	日本円	26,406,826	1,236.000	37,080,000	1.2
5,100	建設技術研究所	日本円	2,779,987	445.000	2,269,500	0.1
100,000	カルチュア・コンビニエンス・クラブ	日本円	40,998,729	418.000	41,800,000	1.3
21,000	第一興商	日本円	19,351,035	1,486.000	31,206,000	1.0
480,000	D I C	日本円	68,093,588	166.000	79,680,000	2.6
10,000	D T S	日本円	10,660,873	940.000	9,400,000	0.3
1,000	イー・アクセス	日本円	67,686,001	48,000.000	48,000,000	1.5
19,700	東日本旅客鉄道	日本円	98,795,062	5,000.000	98,500,000	3.3
30,000	エルピーダメモリ	日本円	44,903,468	997.000	29,910,000	1.0
30,400	EMシステムズ	日本円	12,769,240	607.000	18,452,800	0.6
175	藤商事	日本円	14,333,716	78,700.000	13,772,500	0.4
45,000	富士通フロンテック	日本円	36,943,694	621.000	27,945,000	0.9
5,000	船井電機	日本円	20,395,863	2,844.000	14,220,000	0.5
14,900	ハマキョウレックス	日本円	31,025,355	2,098.000	31,260,200	1.0
750,000	長谷工コーポレーション	日本円	65,353,974	75.000	56,250,000	1.8
25,000	井上金属工業	日本円	13,297,607	307.000	7,675,000	0.2
120,000	伊藤忠商事	日本円	69,364,020	776.000	93,120,000	3.0
18,400	常和ホールディングス	日本円	21,984,093	1,225.000	22,540,000	0.7
348,000	兼松	日本円	25,234,823	72.000	25,056,000	0.8
270	K D D I	日本円	139,391,802	478,500.000	129,195,000	4.3
10,000	コーナン商事	日本円	9,106,075	925.000	9,250,000	0.3
15,000	久世	日本円	7,690,950	418.000	6,270,000	0.2
45,000	協和エクシオ	日本円	32,966,800	745.000	33,525,000	1.1
120,000	丸紅	日本円	57,249,578	543.000	65,160,000	2.1
10,700	マックスバリュ東海	日本円	16,925,534	1,031.000	11,031,700	0.4
620,000	みずほフィナンシャルグループ	日本円	124,138,864	133.000	82,460,000	2.7
565	エムケーキャピタルマネージメント	日本円	58,920,759	28,100.000	15,876,500	0.5
22,300	N A A ファシリティーズ	日本円	28,261,663	1,281.000	28,566,300	0.9
200	ネクスト	日本円	14,516,923	78,600.000	15,720,000	0.5
110,000	ニチアス	日本円	37,659,594	401.000	44,110,000	1.4

株数 または 額面価額	銘柄	通貨	取得原価	有価証券 一単位当り 評価額	時価 (注記参照)	純資産 割合 %
7,000	日本電信電話	日本円	32,164,450	3,790.000	26,530,000	0.9
550,000	西松建設	日本円	52,427,396	104.000	57,200,000	1.8
40,000	日神不動産	日本円	16,532,783	570.000	22,800,000	0.7
60	沖縄セルラー電話	日本円	10,788,309	163,000.000	9,780,000	0.3
10,000	オリックス	日本円	42,523,710	7,150.000	71,500,000	2.3
1,366	ピーシーデポコーポレーション	日本円	23,524,218	20,900.000	28,549,400	0.9
109	プレサンスコーポレーション	日本円	17,714,070	182,500.000	19,892,500	0.6
8,000	プロトコーポレーション	日本円	20,725,566	3,545.000	28,360,000	0.9
34,200	リロ・ホールディング	日本円	30,420,750	1,330.000	45,486,000	1.5
110,000	山九	日本円	39,109,487	330.000	36,300,000	1.2
421	サンヨーハウジング名古屋	日本円	34,056,217	75,300.000	31,701,300	1.0
100	セブン銀行	日本円	14,924,898	151,200.000	15,120,000	0.5
65,600	シダックス	日本円	24,290,856	294.000	19,286,400	0.6
41,000	島忠	日本円	82,774,695	1,664.000	68,224,000	2.2
100,000	新生銀行	日本円	8,830,689	73.000	7,300,000	0.2
40,000	シップヘルスケアホールディングス	日本円	25,021,738	961.000	38,440,000	1.2
35,000	昭和飛行機工場	日本円	63,708,046	590.000	20,650,000	0.7
64,500	スターツコーポレーション	日本円	15,266,072	305.000	19,672,500	0.6
40,000	住友商事	日本円	41,657,246	1,092.000	43,680,000	1.4
13,000	三井住友フィナンシャルグループ	日本円	47,436,907	2,569.000	33,397,000	1.1
50	タクトホーム	日本円	3,198,331	79,800.000	3,990,000	0.1
80,000	タカラレーベン	日本円	29,894,216	569.000	45,520,000	1.5
1,018	TFPコンサルティンググループ	日本円	39,618,297	55,000.000	55,990,000	1.8
1,700	トーセイ	日本円	95,900,869	32,450.000	55,165,000	1.8
21,000	トヨタ自動車	日本円	61,270,681	3,220.000	67,620,000	2.2
32,000	豊田通商	日本円	39,797,049	1,359.000	43,488,000	1.4
27,500	トランコム	日本円	31,892,190	1,390.000	38,225,000	1.2
40,000	トライステージ	日本円	37,851,331	1,220.000	48,800,000	1.6
10,200	ユニバース	日本円	12,698,386	1,155.000	11,781,000	0.4
110	ヴィレッジヴァンガードコーポレーショ ン	日本円	27,272,557	309,500.000	34,045,000	1.1
23,800	わらべや日洋	日本円	26,239,907	962.000	22,895,600	0.7
28,000	ワッツ	日本円	8,493,040	519.000	14,532,000	0.5
85,000	よみうりランド	日本円	100,935,059	281.000	23,885,000	0.8
	日本合計		2,415,165,991		2,279,409,600	73.6
	株式合計		2,415,165,991		2,279,409,600	73.6
	公認の証券取引所に上場されているまた は他の規制ある市場で取引されている譲 渡性のある有価証券合計		2,415,165,991		2,279,409,600	73.6
	その他の譲渡性のある有価証券					

株数 または 額面価額	銘柄	通貨	取得原価	有価証券 一単位当り 評価額	時価 (注記参照)	純資産 割合 %
	社債					
	日本					
35,000,000	エスグラントコーポレーション 転換社債					
	- 支払遅滞中 0% 03.27.07 - 03.27.12	日本円	35,495,363	0.000	0	0.0
	日本合計		35,495,363		0	0.0
	社債合計		35,495,363		0	0.0
	株式					
	日本					
4,800	L D H - 売却不能有価証券	日本円	26,833,171	0.000	0	0.0
1,062,000	スルガコーポレーション - 倒産手続中	日本円	179,595,990	0.000	0	0.0
	日本合計		206,429,161		0	0.0
	株式合計		206,429,161		0	0.0
	その他の譲渡性のある有価証券合計		241,924,524		0	0.0
	投資有価証券合計		2,657,090,515		2,279,409,600	73.6
	現金/(当座借越)				821,288,838	26.5
	その他の資産および負債				(2,185,272)	(0.1)
	純資産合計				3,098,513,166	100.0

アーカス・ジャパン・ロング/ショート・ファンド

投資有価証券の地域別分類

2010年11月30日現在

(%)

国	純資産割合 %
日本	73.6
投資有価証券合計	73.6
その他の資産と負債	26.4
純資産	100.0

アーカス・ジャパン・ロング/ショート・ファンド

投資有価証券の業種別分類

2010年11月30日現在

(%)

業種	純資産割合 %
持株会社および信販会社	9.9
各種貿易会社	8.7
不動産	7.2
運輸	6.7
建築および建築資材	6.6
データ通信	5.5
小売業	4.7
銀行およびその他の金融機関	4.2
各種サービス	3.8
化学製品	2.6
車両	2.2
事務用品およびコンピューター	1.8
インターネットおよびソフトウェア・サービス	1.8
ホテル、レストランおよびレジャー	1.8
時計および時計製造業	1.1
電子および半導体	1.0
グラフィックス業界および出版社	0.9
食品および清涼飲料	0.9
繊維および衣料品	0.8
航空および航空産業	0.7
電子技術および電子工学	0.5
建設機械および装置	0.2
投資有価証券合計	73.6
その他の資産と負債	26.4
純資産合計	100.0

[前へ](#) [次へ](#)

4 管理会社の概況

(1) 資本金の額

管理会社の資本金は、1,000万ユーロ(11億1,610万円)で、平成23年1月末日現在全額払込済である。なお、1,000ユーロ(111,610円)の記名式株式10,000株を発行済である。

(注) ユーロの円貨換算は、平成23年1月31日における株式会社三菱東京UFJ銀行の対顧客電信売相場(1ユーロ=111.61円)による。以下、別段の表示がない限り、ユーロの円金額表示はすべてこれによる。

管理会社の設立以降の、資本金の額の推移は以下のとおりである。

平成16年11月10日	125,000ユーロ
平成17年3月16日	3,125,000ユーロ
平成17年12月16日	6,000,000ユーロ
平成18年9月20日	10,000,000ユーロ
平成23年1月末日	10,000,000ユーロ

(2) 事業の内容及び営業の状況

定款第3条の規定のとおり、管理会社は、譲渡性のある証券を投資対象とする投資信託(「UCITS」)に関する法律、規則および管理規定とその他の投資信託(「UCI」)との調整をはかる1985年12月20日付欧州共同体閣僚理事会通達(85/611/EEC)(改正済)にしたがって認可されたUCITSの創設、販売、管理および運用を行う。

さらに一般的に、管理会社は、ルクセンブルグ投信法第13章、パート に規定される制限の範囲内で、その目的の達成に、直接または間接的に関係があり、有益かつ必要とみなされるあらゆる活動を行うことができる。

管理会社は、投資運用業務を投資運用会社であるアーカス・インベストメント・リミテッドに委託しており、またファンド資産の保管業務、管理事務、登録・名義書換および支払事務をバンク・プリベ・エドモンド・ドロスチャイルド・ヨーロッパに委託している。

現在、管理会社は、以下の投資信託の管理・運用を行っている。平成22年12月末日現在、管理会社は、37本のファンドの管理および運用を行っている。その純資産総額の合計額は、以下のとおり、約137億5,900万ユーロである。

国名 (設立国)	種類別 (基本的性格)	ファンド本数	純資産額の合計額 (通貨別)
ルクセンブルグ	契約型投資信託	3	9,300万ユーロ
	会社型投資信託	34	136億6,600万ユーロ

(3) その他

本書提出前6か月以内において、訴訟事件その他管理会社およびファンドに重要な影響を与えた事実、または与えることが予想される事実はない。

[前へ](#) [次へ](#)

5 管理会社の経理の概況

- a. 管理会社の直近2事業年度の日本文の財務書類は、「特定有価証券の内容等の開示に関する内閣府令」に基づき、「財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則」第129条第5項ただし書の規定を適用して管理会社によって作成された財務書類の原文を翻訳したものである（ただし、円換算部分を除く。）。
- b. 管理会社の原文の財務書類は、外国監査法人等（公認会計士法（昭和23年法律第103号）第1条の3第7項に規定する外国監査法人等をいう。）であるデロイト・エス・エイから監査証明に相当すると認められる証明を受けしており、当該監査証明に相当すると認められる証明に係る監査報告書に相当するもの（訳文を含む。）が当該財務書類に添付されている。
- c. 管理会社の原文の財務書類はユーロで表示されている。日本文の財務書類には、主要な金額について円貨換算が併記されている。日本円による金額は、平成23年1月31日現在における株式会社三菱東京UFJ銀行の対顧客電信売買相場の仲値（1ユーロ = 111.61円）で換算されている。なお、千円未満の金額は四捨五入されている。

[前へ](#) [次へ](#)

(1) 資産及び負債の状況

R B S (ルクセンブルグ)エス・エイ

貸借対照表

2009年12月31日現在

(ユーロ表示)

資産	2009年		2008年	
	ユーロ	千円	ユーロ	千円
固定資産				
無形資産(注3)	0.00	0	2,061.16	230
有形資産(注4)	1,446,319.01	161,424	1,730,534.67	193,145
金融資産(注5)	125,000.00	13,951	125,000.00	13,951
	<u>1,571,319.01</u>	<u>175,375</u>	<u>1,857,595.83</u>	<u>207,326</u>
流動資産				
債権				
売掛金				
- 1年未満期限到来	914,062.90	102,019	1,137,209.57	126,924
関連会社に対する未収金				
- 1年以内期限到来(注6)	8,879.93	991	42,863.73	4,784
その他の債権(注7)				
- 1年以内期限到来	13,617.09	1,520	205,159.16	22,898
銀行預金	3,748,774.53	418,401	3,831,507.26	427,635
	<u>4,685,334.45</u>	<u>522,930</u>	<u>5,216,739.72</u>	<u>582,240</u>
前払金および未収収益(注8)	23,115.35	2,580	263,036.74	29,358
	<u>6,279,768.81</u>	<u>700,885</u>	<u>7,337,372.29</u>	<u>818,924</u>

財務書類に対する注記を参照のこと。

R B S (ルクセンブルグ)エス・エイ

貸借対照表

2009年12月31日現在

(ユーロ表示)

- 続 き -

負債	2009年		2008年	
	ユーロ	千円	ユーロ	千円
資本金および準備金				
引受済資本(注9)	10,000,000.00	1,116,100	10,000,000.00	1,116,100
繰越損益	(4,371,695.27)	(487,925)	(3,400,672.77)	(379,549)
当期利益 / (損失)	(546,678.43)	(61,015)	(971,022.50)	(108,376)
	5,081,626.30	567,160	5,628,304.73	628,175
負債および費用に対する引当金(注10)	335,712.00	37,469	384,318.00	42,894
債務				
買掛金				
- 1年以内期限到来(注11)	186,194.90	20,781	390,150.63	43,545
関連会社に対する未払金				
- 1年以内期限到来(注12)	77,608.34	8,662	357,216.15	39,869
税金および社会保障費に対する債務(注13)	402,364.77	44,908	479,636.04	53,532
その他の債務				
- 1年以内期限到来(注14)	101,100.00	11,284	34,784.24	3,882
- 1年超期限到来(注15)	95,162.50	10,621	62,962.50	7,027
	6,279,768.81	700,885	7,337,372.29	818,924

財務書類に対する注記を参照のこと。

(2) 損益の状況

R B S (ルクセンブルグ)エス・エイ

損益計算書

2009年12月31日に終了した年度

(ユーロ表示)

費用	2009年		2008年	
	ユーロ	千円	ユーロ	千円
人件費(注19)				
賃金および給料	2,717,610.32	303,312	3,051,610.28	340,590
社会保障費	309,695.50	34,565	261,562.60	29,193
補完的年金	142,400.66	15,893	149,295.17	16,663
その他の営業費用(注18)	3,198,281.37	356,960	4,787,140.31	534,293
有形固定資産および無形固定資産に関する 評価調整(注3および注4)	292,684.70	32,667	321,403.80	35,872
未払利息および類似費用	30,001.28	3,348	20,217.52	2,256
未払手数料	17,263.00	1,927	38,925.50	4,344
その他の税金	27,600.00	3,080	32,400.00	3,616
当期利益	<u>6,735,536.83</u>	<u>751,753</u>	<u>8,662,555.18</u>	<u>966,828</u>
収益				
未収手数料(注16および注17)	6,153,847.28	686,831	7,479,460.52	834,783
その他の未収利息および類似収益(注17)	35,011.12	3,908	212,072.16	23,669
当期損失	<u>546,678.43</u>	<u>61,015</u>	<u>971,022.50</u>	<u>108,376</u>
	<u>6,735,536.83</u>	<u>751,753</u>	<u>8,662,555.18</u>	<u>966,828</u>

財務書類に対する注記を参照のこと。

[前へ](#) [次へ](#)

R B S（ルクセンブルグ）エス・エイ

財務書類に対する注記

2009年12月31日現在

注1 一般事項

R B S（ルクセンブルグ）エス・エイは、ルクセンブルグにおいて、存続期間を無期限とする公開有限責任会社（「ソシエテ・アノニム」）として2004年11月10日に設立された。

当社は、ルクセンブルグの商業登記簿にB 104196の番号で登記されている。

当社は、英国エディンバラに所在するロイヤルバンク・オブ・スコットランド・ピーエルシーの完全子会社である。2008年12月1日に、英国政府は、英国財務省を通じてロイヤルバンク・オブ・スコットランド・グループ・ピーエルシーの株式を取得し過半数を保有した。英国政府は、かかる銀行の保有株式が、英国政府の完全子会社であるUKフィナンシャル・インベストメント・リミテッドにより運用されることを発表した。

当社の目的は、譲渡性のある証券を投資対象とする投資信託（以下「UCITS」という。）およびその他の投資信託（以下「UCIs」という。）に関する法律、規則ならびに行政規定の調整に係る欧州共同体の1985年12月20日付通達85/611/EEC（改正済）に従って認可された、UCITSの設定、販売促進、管理事務および管理運用である。

当社は、投資信託に関する2002年12月法第13章第77条に従い、UCITSの資格を有している。

1915年8月11日付のルクセンブルグ法第313条に定められた基準に基づき、当社は、2009年12月31日に終了した年度の連結財務書類および連結経営報告書を作成する義務を免除されている。そのため、法律条項に従い、本財務書類は、株主による承認を受けるため非連結ベースで提示された。

会計年度は、毎年1月1日に始まり、12月31日に終了する。

注2 重要な会計方針の要約

本財務書類は、ルクセンブルグ大公国において一般に認められている会計原則および施行されている法律および規則に準拠して作成されている。

2.1. 外貨換算

当社は、会計帳簿をユーロ（EUR）で記帳しており、財務書類も当該通貨で表示している。

ユーロ以外の通貨で表示される収益および費用は、取引日に適用される為替レートでユーロに換算される。

期末現在：

- ユーロ以外の通貨で表示される無形固定資産および金融固定資産は、取得時の為替レートでユーロに換算される。
- ユーロ以外の通貨で表示されるその他の資産はすべて、取得時の為替レートを使用して算定した価額または貸借対照表日の実勢為替レートを使用して算定した価額のうち、いずれか低い方を用いて個別に評価される。
- ユーロ以外の通貨で表示される負債はすべて、取引時の為替レートを使用して算定した価額または貸借対照表日の実勢為替レートを使用して算定した価額のうち、いずれか高い方を用いて個別に評価される。

従って、実現為替差損益および未実現為替差損のみが、損益計算書に考慮されている。

2.2. 設立費用

設立費用の償却額は、損益計算書に直接計上される。

2.3. 有形固定資産および無形固定資産

有形資産および無形資産は、取得価格で計上され、減価償却累計額を控除した取得原価で評価される。

有形資産および無形資産は、定額法で償却される。

有形資産および無形資産は、3年から15年の見積耐用年数にわたり償却される。

2.4. 金融資産

関連会社株式は、付随費用を含む購入価格で評価される。長期的な価値の下落がある場合、金融資産の価値は調整され、貸借対照表日現在の最も低い価額で表示される。評価調整を行った理由に該当しなくなった場合、当該評価調整の戻入れを行う。

2.5. 債権

債権は、額面価額で表示される。

見積り実現可能価額が額面価額より低い場合、評価調整が記帳される。

実現可能価額は、取締役会が入手可能な情報に基づき見積もられる。

2.6. 負債および費用に対する引当金

各年度末に、すべての予見可能な負債および費用を賄うための引当金が計上される。

過去の会計期間に関する引当金は、定期的に見直しが行われ、引当金が計上された理由に該当しなくなった場合取り崩される。

2.7. サービス契約

管理サービスは、関連会社に対しておよび関連会社によって、提供および請求される。受取利息および関連会社によって提供されたサービスに対する報酬は、「未収手数料」、「その他の未収利息および類似収益」ならびに「その他の営業費用」に含まれる。

[前へ](#) [次へ](#)

注3 無形固定資産

	取得原価（ユーロ）			減価償却（ユーロ）			純簿価（ユーロ）			
	2009年1月1日 現在の取得原価	追加 処分	2009年12月31日 現在の取得原価	2009年1月1日 現在の 減価償却累計額	当期減価償却 費	処分	2009年12月31日 現在の 減価償却累計額	2008年12月31日 現在の残高	2009年12月31日 現在の残高	
ライセンス	18,157.66	0.00	0.00	18,157.66	(16,096.50)	(2,061.16)	(0.00)	(18,157.66)	2,061.16	0.00
合計	18,157.66	0.00	0.00	18,157.66	(16,096.50)	(2,061.16)	(0.00)	(18,157.66)	2,061.16	0.00

注4 有形資産

	取得原価（ユーロ）			減価償却（ユーロ）			純簿価（ユーロ）			
	2009年1月1日 現在の取得原価	追加 処分	2009年12月31日 現在の取得原価	2009年1月1日 現在の 減価償却累計額	当期減価 償却費	処分	2009年12月31日 現在の 減価償却累計額	2008年12月31日 現在の残高	2009年12月31日 現在の残高	
賃借建物 附属設備	1,570,718.77	0.00	0.00	1,570,718.77	(242,403.00)	(105,170.64)	(0.00)	(347,573.64)	1,328,315.77	1,223,145.13
什器備品	275,705.52	0.00	0.00	275,705.52	(65,894.61)	(29,286.84)	(0.00)	(95,181.45)	209,810.91	180,524.07
コン ピュ ー タ ー ・ ハ ー ド ウ ェ ア お よ び ソ フ ト ウ ェ ア	585,973.14	6,407.88	0.00	592,381.02	(393,565.15)	(156,166.06)	(0.00)	(549,731.21)	192,407.99	42,649.81
合計	2,432,397.43	6,407.88	0.00	2,438,805.31	(701,862.76)	(290,623.54)	(0.00)	(992,486.30)	1,730,534.67	1,446,319.01

[前へ](#) [次へ](#)

注5 金融資産

金融資産は、関連会社株式、すなわち、取得原価で計上されるRBS（ルクセンブルグ）アグリカルチャー・エス・エイの株式から成る。当社は、子会社によって発行された資本の100%、すなわち、額面1,000.00ユーロの株式125株を保有している。当該完全子会社の登記上の所在地は、エスペランジュL-5826、ガスペリッシュ通り33番である。2009年12月31日に終了した年度の子会社の業績は、10,614.01ユーロの黒字（2008年：19,300.80ユーロの黒字）であった。2009年12月31日現在、当社の純資本は、150,799.57ユーロ（2008年：140,185.56ユーロ）である。

注6 関係会社に対する債権

	2009年 (ユーロ)	2008年 (ユーロ)
売掛金	5,379.93	36,604.08
その他の未収金	3,500.00	6,259.65
	<u>8,879.93</u>	<u>42,863.73</u>

注7 その他の債権

	2009年 (ユーロ)	2008年 (ユーロ)
その他の未収金	<u>13,617.09</u>	<u>205,159.16</u>

2009年12月31日および2008年12月31日現在、1年より後に期限が到来する債権残高はない。

注8 前払金および未収収益

当該科目の残高は、主に1会計期間を超える前払費用から成る。

注9 資本金および準備金**9.1. 引受済資本**

2009年12月31日および2008年12月31日現在、引受済、発行済および全額払込済資本の額は、額面1,000.00ユーロの株式10,000株で表章される10,000,000.00ユーロである。

当社が設立時に発行した資本は、額面1,000ユーロの株式125株で表章される125,000.00ユーロであった。額面1,000.00ユーロの株式で、3,000株および2,875株で表章される3,000,000.00ユーロおよび2,875,000.00ユーロの株式資本が、それぞれ2005年3月16日および2005年12月16日に追加発行された。2006年9月20日に採択された決定により、取締役会は、授權資本の範囲内で、額面1,000.00ユーロの株式4,000株で表章される総額4,000,000.00ユーロの増資を行う旨の決議を行った。

9.2. 法定準備金

ルクセンブルグ法により、当社は、年次純利益の5%を、当社の株式資本の10%に達するまで、配当金の分配が行われない準備金勘定に積立てなければならない。

注10 負債および費用に対する引当金

	2009年 (ユーロ)	2008年 (ユーロ)
賞与引当金	239,323.00	287,387.00
その他のリスクおよび費用に対する引当金	96,389.00	96,931.00
	<u>335,712.00</u>	<u>384,318.00</u>

注11 買掛金

	2009年 (ユーロ)	2008年 (ユーロ)
サプライヤー	65,458.63	113,309.65
未払費用	120,736.27	276,840.98
	<u>186,194.90</u>	<u>390,150.63</u>

注12 関係会社に対する未払金

	2009年 (ユーロ)	2008年 (ユーロ)
買掛金	1,649.63	141,953.89
その他の未払金	75,958.71	215,262.26
	<u>77,608.34</u>	<u>357,216.15</u>

注13 税金および社会保障費に対する債務

	2009年 (ユーロ)	2008年 (ユーロ)
純資産税	100,574.00	73,160.00
その他の税金	256,468.30	342,189.80
社会保障費	45,322.47	64,286.24
	<u>402,364.77</u>	<u>479,636.04</u>

注14 その他の債務 1年以内期限到来

	2009年 (ユーロ)	2008年 (ユーロ)
取締役報酬	30,000.00	34,784.24
繰延賞与	16,100.00	-
その他の債務	55,000.00	-
	<u>101,100.00</u>	<u>34,784.24</u>

注15 その他の債務 1年超期限到来

	2009年 (ユーロ)	2008年 (ユーロ)
繰延賞与	32,200.00	-
その他の債務	62,962.50	62,962.50
	<u>95,162.50</u>	<u>62,962.50</u>

注16 未収手数料

手数料収入純額は、2002年12月20日法の第13条に規定されている通り、実質上、UCITSファンドに対する運用会社のサービスに関する条項に由来している。

注17 関係当事者との取引

2009年12月31日に終了した会計年度の、関連会社からの受取利息および未収受取手数料は、それぞれ18,144.58ユーロおよび157,121.85ユーロ（対して、2008年は、それぞれ145,607.80ユーロおよび179,455.66ユーロ）である。

その他の営業費用には、当社に提供された業務の報酬について、関連事業体より再請求された費用に関連する合計金額414,809.03ユーロ（対して、2008年は760,309.86ユーロ）が含まれる。

注18 その他の営業費用

その他の営業費用の内訳は、以下の通りである。

	2009年 (ユーロ)	2008年 (ユーロ)
法務および専門家報酬	138,279.94	155,285.11
建物賃料およびその他関連費用	588,245.27	593,780.37
サービス・プロバイダー報酬	1,469,918.59	2,593,187.04
回収不能な付加価値税（VAT）	355,103.53	247,195.23
マーケティング、出張および接待	119,938.82	213,132.03
連結会社間費用	414,809.03	760,309.86
その他	111,986.19	224,250.67
	<u>3,198,281.37</u>	<u>4,787,140.31</u>

注19 従業員数

会計年度における当社の平均従業員数は以下の通りである。

	2009年 人数	2008年 人数
上級管理職	2	3
管理職	2	2
従業員	31	28
	<u>35</u>	<u>33</u>

注20 保証

当社は、当社の貸貸人に提供される「貸貸保証」の発行に関して、金融機関に対して、最大184,578.00ユーロ（2008年：184,578.00ユーロ）までの保証を行った。当該保証は、2021年4月30日まで有効である。

[前へ](#) [次へ](#)

RBS (Luxembourg) S.A.

BALANCE SHEET

December 31, 2009

(expressed in EUR)

ASSETS	2009	2008
FIXED ASSETS		
Intangible assets (note 3)	0,00	2.061,16
Tangible assets (note 4)	1.446.319,01	1.730.534,67
Financial assets (note 5)	<u>125.000,00</u>	<u>125.000,00</u>
	1.571.319,01	1.857.595,83
CURRENT ASSETS		
Debtors		
Trade debtors		
- due in less than one year	914.062,90	1.137.209,57
Amounts owed by affiliated undertakings		
- due in one year or less (note 6)	8.879,93	42.863,73
Other debtors (note 7)		
- due in one year or less	13.617,09	205.159,16
Cash at bank	<u>3.748.774,53</u>	<u>3.831.507,26</u>
	4.685.334,45	5.216.739,72
PREPAYMENTS AND ACCRUED INCOME (note 8)	23.115,35	263.036,74
	<u>6.279.768,81</u>	<u>7.337.372,29</u>

See notes to the accounts.

- 4 -

RBS (Luxembourg) S.A.
BALANCE SHEET
 December 31, 2009
 (expressed in EUR)
 - continued -

LIABILITIES	2009	2008
CAPITAL AND RESERVES		
Subscribed capital (note 9)	10,000,000,00	10,000,000,00
Results brought forward	(4,371,695,27)	(3,400,672,77)
Profit / (Loss) for the year	<u>(546,678,43)</u>	<u>(971,022,50)</u>
	5,081,626,30	5,628,304,73
 PROVISIONS FOR LIABILITIES AND CHARGES (note 10)		
	335,712,00	384,318,00
 CREDITORS		
Trade creditors		
- due in one year or less (note 11)	186,194,90	390,150,63
Amounts owed to affiliated undertakings		
- due in one year or less (note 12)	77,608,34	357,216,15
Creditors for tax and social security (note 13)	402,364,77	479,636,04
Other creditors		
- due in one year or less (note 14)	101,100,00	34,784,24
- due in more than one year (note 15)	95,162,50	62,962,50
	<u>6,279,768,81</u>	<u>7,337,372,29</u>

See notes to the accounts.

RBS (Luxembourg) S.A.
PROFIT AND LOSS ACCOUNT
 for the year ended December 31, 2009
 (expressed in EUR)

C H A R G E S	2009	2008
Staff costs (note 19)		
Wages and salaries	2.717.610,32	3.051.610,28
Social security	309.695,50	261.562,60
Complementary pensions	142.400,66	149.295,17
Other operating charges (note 18)	3.198.281,37	4.787.140,31
Value adjustments in respect of tangible and intangible fixed assets (notes 3 & 4)	292.684,70	321.403,80
Interest payable and similar charges	30.001,28	20.217,52
Commission payable	17.263,00	38.925,50
Other taxes	27.600,00	32.400,00
Profit for the year	-	-
	<u>6.735.536,83</u>	<u>8.662.555,18</u>
 I N C O M E		
Commission receivable (notes 16 & 17)	6.153.847,28	7.479.460,52
Other interest receivable and similar income (note 17)	35.011,12	212.072,16
Loss for the year	546.678,43	971.022,50
	<u>6.735.536,83</u>	<u>8.662.555,18</u>

See notes to the accounts.

RBS (Luxembourg) S.A.
NOTES TO THE ACCOUNTS
December 31, 2009

NOTE 1 - GENERAL

RBS (Luxembourg) S.A. was incorporated on November 10, 2004 in Luxembourg as a “Société Anonyme” for an unlimited period of time.

The company is registered under number B 104196 in the Luxembourg company register.

The Company is a wholly owned subsidiary of The Royal Bank of Scotland plc, Edinburgh, UK. On December 1, 2008, the UK Government through HM Treasury acquired a controlling shareholding in the Royal Bank of Scotland Group plc. The UK Government has announced that its shareholdings in banks will be managed by UK Financial Investment Limited, a company wholly-owned by the UK Government.

The purpose of the Company is the creation, the promotion, the administration and the management of undertakings for collective investment in transferable securities (“UCITS”) authorised pursuant to Council Directive 85/611/EEC of December 20, 1985, as amended, on the coordination of laws, regulations and administrative provisions relating to UCITS and other undertakings for collective investment (“UCIs”).

The Company has a UCITS III status as per Article 77, Chapter 13 of the Law of December 2002 on Undertakings for Collective Investments.

Based of the criteria defined in Article 313 of the Luxembourg Law of August 11, 1915, the Company is exempted from the obligation to draw up consolidated accounts and a consolidated management report for the year ending December 31, 2009. Therefore, in accordance with the legal provisions, these annual accounts were presented on a non-consolidated basis to be approved by the shareholders.

The financial year begins on January 1 and ends on December 31 of each year.

RBS (Luxembourg) S.A.
NOTES TO THE ACCOUNTS

December 31, 2009

- continued -

NOTE 2 - SUMMARY OF SIGNIFICANT ACCOUNTING POLICIES

These annual accounts have been prepared in accordance with generally accepted accounting principles and in accordance with the laws and regulations in force in the Grand-Duchy of Luxembourg.

2.1. Foreign currency translation

The company maintains its accounts in EUR and the annual accounts are expressed in this currency.

Income and charges, expressed in currencies other than EUR, are converted at the exchange rate applicable at the date of transaction.

As at year-end:

- intangible fixed assets and financial fixed assets expressed in another currency than EUR are translated at the historical exchange rate;
- all other assets expressed in another currency than EUR are valued individually at the lower of the value determined using the historical exchange rate or the value determined using the exchange rate prevailing at the balance sheet date;
- all liabilities expressed in another currency than EUR are valued individually at the higher of the value determined using the historical exchange rate or the value determined using the exchange rate prevailing at the balance sheet date.

Consequently, only realized foreign exchange gains and losses and unrealized foreign exchange losses are taken into account in the profit and loss account.

2.2. Formation expenses

Formation expenses are written off directly to the profit and loss account.

RBS (Luxembourg) S.A.
NOTES TO THE ACCOUNTS

December 31, 2009

- continued -

2.3. Tangible and intangible fixed assets

Tangible and intangible assets are recorded at their acquisition price and valued at cost less accumulated depreciation.

Tangible and intangible assets are written off on a straight-line basis.

Tangible and intangible assets are depreciated over their estimated useful lives ranging from 3 to 15 years.

2.4. Financial assets

Shares in affiliated undertakings are valued at purchase price including incidental expenses. In the case of durable depreciation in value, the value of the financial assets is adjusted, so that they are presented at the lowest value attributable to them at the balance sheet date. These value adjustments are reversed when the reasons for which they had been made cease to apply.

2.5. Debtors

The debtors are stated at their nominal value.

A value adjustment is recorded when the estimated realizable value is lower than the nominal value.

The realizable value is estimated on the basis of the information available to the Board of Directors.

2.6. Provisions for liabilities and charges

At the end of each year, provisions are recorded to cover all foreseeable liabilities and charges.

Provisions relating to previous periods are regularly reviewed and released if the reasons for which the provisions were recorded have ceased to apply.

2.7. Service agreements

Administrative services are rendered and invoiced to and by affiliated companies. Interest income and fees for services provided or rendered to related companies are included under "commission receivable", "other interest receivable and similar income", and "other operating charges".

RBS (Luxembourg) S.A.
NOTES TO THE ACCOUNTS
December 31, 2009
- continued -

NOTE 3 - INTANGIBLE FIXED ASSETS

	Acquisition cost (EUR)			Depreciation (EUR)			Net Book Value (EUR)		
	Acquisition cost at	Additions	Disposals	Acquisition cost at	Depreciation charge for the year	Disposals	Accumulated depreciation at	Balance	Balance
	01/01/2009			31/12/2009	01/01/2009		31/12/2009	31/12/2008	31/12/2009
Licences	18,157,66	0,00	0,00	18,157,66	(16,096,50)	(0,00)	(18,157,66)	2,061,16	0,00
Total	18,157,66	0,00	0,00	18,157,66	(16,096,50)	(0,00)	(18,157,66)	2,061,16	0,00

RBS (Luxembourg) S.A.
NOTES TO THE ACCOUNTS
December 31, 2009
- continued -

NOTE 4 - TANGIBLE ASSETS

	Acquisition cost (EUR)			Depreciation (EUR)			Net Book Value (EUR)	
	Acquisition cost at 01/01/2009	Additions	Disposals	Depreciation charge for the year	Disposals	Accumulated depreciation at 31/12/2009	Balance 31/12/2008	Balance 31/12/2009
Leasehold improvements	1,570,718,77	0,00	0,00	(105,170,64)	(0,00)	(347,573,64)	1,328,315,77	1,223,145,13
Fixtures and fittings	275,705,52	0,00	0,00	(29,286,84)	(0,00)	(95,181,45)	209,810,91	180,524,07
Computer hardware and software	585,973,14	6,407,88	0,00	(156,166,06)	(0,00)	(549,731,21)	192,407,99	42,649,81
Total	2,432,397,43	6,407,88	0,00	(290,623,54)	(0,00)	(992,486,30)	1,730,534,67	1,446,319,01

RBS (Luxembourg) S.A.
NOTES TO THE ACCOUNTS
 December 31, 2009
 - continued -

NOTE 5 - FINANCIAL ASSETS

The financial assets consist of shares in affiliated undertakings, i.e. RBS (Luxembourg) Agriculture S.A., which are accounted for at cost. The company holds 100% of the capital issued by the subsidiary, i.e. 125 shares of EUR 1.000,00 face value each. The registered office of this wholly-owned subsidiary is located at 33, Rue du Gasperich, L-5826 Hesperange. The result of the subsidiary for year to December 31, 2009 is a profit of EUR 10.614,01 (2008: profit of EUR 19.300,80). As at December 31, 2009, the company net equity amounts to EUR 150.799,57 (2008: EUR 140.185,56).

NOTE 6 - AMOUNTS OWED BY AFFILIATED UNDERTAKINGS

	2009	2008
	EUR	EUR
Trade receivables	5.379,93	36.604,08
Other receivables	<u>3.500,00</u>	<u>6.259,65</u>
	<u>8.879,93</u>	<u>42.863,73</u>

NOTE 7 - OTHER DEBTORS

	2009	2008
	EUR	EUR
Other receivables	<u>13.617,09</u>	<u>205.159,16</u>

At December 31, 2009 or 2008, no debtors balance fall due after more than one year.

RBS (Luxembourg) S.A.
NOTES TO THE ACCOUNTS
December 31, 2009
- continued -

NOTE 8 - PREPAYMENTS AND ACCRUED INCOME

The balance of this caption is mainly composed of costs paid in advance relating to more than one period.

NOTE 9 - CAPITAL AND RESERVES

9.1. Subscribed capital

At December 31, 2009 and December 31, 2008 the capital subscribed, issued and fully paid up, amounts to EUR 10.000.000,00 represented by 10.000 shares of a face value of EUR 1.000,00 each.

The Company issued capital at incorporation amounted to EUR 125.000,00 represented by 125 shares of a face value of EUR 1.000 each. Additional share capital of EUR 3.000.000,00 and EUR 2.875.000,00 represented by 3.000 shares and 2.875 shares respectively, of a face value of EUR 1.000,00 each were issued on March 16, 2005 and December 16, 2005. By the decisions adopted on September 20, 2006, the Board of Directors resolved to increase within the limits of the authorised share capital, the issued capital by an amount of EUR 4.000.000,00 represented by 4.000 shares with a face value of EUR 1.000,00.

9.2. Legal reserve

Under Luxembourg law, the Company is required to transfer 5% of its annual net profit to a reserve account from which no distribution of dividends may be made. This requirement is fully satisfied when the reserve has reached 10% of the Company's share capital.

RBS (Luxembourg) S.A.
NOTES TO THE ACCOUNTS
 December 31, 2009
 - continued -

NOTE 10 - PROVISIONS FOR LIABILITIES AND CHARGES

	2009	2008
	EUR	EUR
Provision for bonuses	239.323,00	287.387,00
Provision for other risks and charges	<u>96.389,00</u>	<u>96.931,00</u>
	<u>335.712,00</u>	<u>384.318,00</u>

NOTE 11 - TRADE CREDITORS

	2009	2008
	EUR	EUR
Suppliers	65.458,63	113.309,65
Accrued expenses	<u>120.736,27</u>	<u>276.840,98</u>
	<u>186.194,90</u>	<u>390.150,63</u>

NOTE 12 - AMOUNTS OWED TO AFFILIATED UNDERTAKINGS

	2009	2008
	EUR	EUR
Trade payables	1.649,63	141.953,89
Other payables	<u>75.958,71</u>	<u>215.262,26</u>
	<u>77.608,34</u>	<u>357.216,15</u>

RBS (Luxembourg) S.A.
NOTES TO THE ACCOUNTS

December 31, 2009

- continued -

NOTE 13 - CREDITORS FOR TAX AND SOCIAL SECURITY

	2009	2008
	EUR	EUR
Net worth Tax	100.574,00	73.160,00
Other Taxes	256.468,30	342.189,80
Social security	45.322,47	64.286,24
	<u>402.364,77</u>	<u>479.636,04</u>

NOTE 14 - OTHER CREDITORS DUE IN ONE YEAR OR LESS

	2009	2008
	EUR	EUR
Director's fees	30.000,00	34.784,24
Deferred bonuses	16.100,00	-
Other creditors	55.000,00	-
	<u>101.100,00</u>	<u>34.784,24</u>

NOTE 15 - OTHER CREDITORS DUE IN MORE THAN ONE YEAR

	2009	2008
	EUR	EUR
Deferred bonuses	32.200,00	-
Other creditors	62.962,50	62.962,50
	<u>95.162,50</u>	<u>62.962,50</u>

- 15 -

RBS (Luxembourg) S.A.
NOTES TO THE ACCOUNTS

December 31, 2009

- continued -

NOTE 16 - COMMISSION RECEIVABLE

Net commission income is substantially derived from the provision of Management Company Services to UCITS funds, as defined under Article 13 of the Law of December 20, 2002.

NOTE 17 - RELATED PARTIES TRANSACTIONS

Interest income and commission income receivables from related companies amount respectively to EUR 18.144,58 and EUR 157.121,85 for the financial year ended December 31, 2009 (against respectively EUR 145.607,80 and EUR 179.455,66 in 2008).

Other operating charges include a total amount EUR 414.809,03 (EUR 760.309,86 in 2008) relating to costs recharged by related entities in remuneration of services rendered to the company.

NOTE 18 - OTHER OPERATING CHARGES

Other operating charges can be broken down as follows:

	2009	2008
	EUR	EUR
Legal and professional fees	138.279,94	155.285,11
Premises rental and other relating costs	588.245,27	593.780,37
Service providers fees	1.469.918,59	2.593.187,04
Non recoverable VAT	355.103,53	247.195,23
Marketing , travel and entertainment	119.938,82	213.132,03
Intercompany charges and expenses	414.809,03	760.309,86
Other	<u>111.986,19</u>	<u>224.250,67</u>
	<u>3.198.281,37</u>	<u>4.787.140,31</u>

RBS (Luxembourg) S.A.
NOTES TO THE ACCOUNTS
December 31, 2009
- continued -

NOTE 19 - STAFF NUMBERS

The average number of persons employed during the financial year by the Company is as follows:

	2009	2008
	Number	Number
Senior Management	2	3
Management	2	2
Employees	<u>31</u>	<u>28</u>
	<u>35</u>	<u>33</u>

NOTE 20 - GUARANTEES

The Company has provided a guarantee to a credit institution up to a maximum of EUR 184,578,00 (2008: EUR 184,578,00) in connection with the issuance of a "garantie locative" provided to the Company's landlord. This guarantee is valid up to April 30, 2021.

中間財務書類

- a. 管理会社の日本文の中間財務書類は、管理会社によって作成された原文の中間財務書類を翻訳したものである。これは、「中間財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則」第76条第4項ただし書の規定に準拠して作成されている。
- b. 管理会社の中間財務書類は、外国監査法人等（公認会計士法（昭和23年法律第103号）第1条の3第7項に規定する外国監査法人等をいう。）の監査を受けていない。
- c. 管理会社の原文の中間財務書類はユーロで表示されている。日本文の財務書類には、主要な金額について円貨換算が併記されている。日本円による金額は、平成23年1月31日現在における株式会社三菱東京UFJ銀行の対顧客電信売買相場の仲値（1ユーロ = 111.61円）で換算されている。なお、千円未満の金額は四捨五入されている。

[前へ](#) [次へ](#)

R B S (ルクセンブルグ)エス・エイ

見積貸借対照表(未監査)

2010年6月30日現在

(ユーロ表示)

資産	2010年		2009年	
	ユーロ	千円	ユーロ	千円
固定資産				
無形資産	0.00	0	0.00	0
有形資産	1,360,622.23	151,859	1,446,319.01	161,424
金融資産	125,000.00	13,951	125,000.00	13,951
	<u>1,485,622.23</u>	<u>165,810</u>	<u>1,571,319.01</u>	<u>175,375</u>
流動資産				
債権				
売掛金				
- 1年未満期限到来	1,401,453.36	156,416	914,062.90	102,019
関連会社に対する未収金				
- 1年以内期限到来	5,350.42	597	8,879.93	991
その他の債権				
- 1年以内期限到来	5,784.96	646	13,617.09	1,520
銀行預金	3,644,190.50	406,728	3,748,774.53	418,401
	<u>5,056,779.24</u>	<u>564,387</u>	<u>4,685,334.45</u>	<u>522,930</u>
前払金および未収収益	<u>206,965.13</u>	<u>23,099</u>	<u>23,115.35</u>	<u>2,580</u>
	<u>6,749,366.60</u>	<u>753,297</u>	<u>6,279,768.81</u>	<u>700,885</u>

R B S (ルクセンブルグ)エス・エイ

見積貸借対照表(未監査)

2010年6月30日現在

(ユーロ表示)

- 続き -

負債	2010年		2009年	
	ユーロ	千円	ユーロ	千円
資本金および準備金				
引受済資本	10,000,000.00	1,116,100	10,000,000.00	1,116,100
繰越損益	(4,918,373.70)	(548,940)	(4,371,695.27)	(487,925)
当期利益/(損失)	506,074.14	56,483	(546,678.43)	(61,015)
	5,587,700.44	623,643	5,081,626.30	567,160
負債および費用に対する引当金	504,327.52	56,288	335,712.00	37,469
債務				
買掛金				
- 1年以内期限到来	170,637.27	19,045	186,194.90	20,781
関連会社に対する未払金				
- 1年以内期限到来	85,238.59	9,513	77,608.34	8,662
税金および社会保障費に対する債務	291,300.28	32,512	402,364.77	44,908
その他の債務				
- 1年以内期限到来	31,100.00	3,471	101,100.00	11,284
- 1年超期限到来	79,062.50	8,824	95,162.50	10,621
	6,749,366.60	753,297	6,279,768.81	700,885

R B S (ルクセンブルグ)エス・エイ

見積損益計算書(未監査)

2010年6月30日に終了した期間

(ユーロ表示)

費用	2010年 (6ヶ月間)		2009年 (12ヶ月間)	
	ユーロ	千円	ユーロ	千円
人件費				
賃金および給料	1,383,124.58	154,371	2,717,610.32	303,312
社会保障費	165,662.36	18,490	309,695.50	34,565
補完的年金	18,216.58	2,033	142,400.66	15,893
その他の営業費用	1,473,982.07	164,511	3,198,281.37	356,960
有形固定資産および無形固定資産に関する 評価調整	85,696.79	9,565	292,684.70	32,667
未払利息および類似費用	14,982.63	1,672	30,001.28	3,348
未払手数料	4,037.50	451	17,263.00	1,927
その他の税金	12,289.00	1,372	27,600.00	3,080
当期利益	506,074.14	56,483		
	<u>3,664,065.65</u>	<u>408,946</u>	<u>6,735,536.83</u>	<u>751,753</u>
収益				
未収手数料	3,660,451.60	408,543	6,153,847.28	686,831
その他の未収利息および類似収益	3,614.05	403	35,011.12	3,908
当期損失	0.00	0	546,678.43	61,015
	<u>3,664,065.65</u>	<u>408,946</u>	<u>6,735,536.83</u>	<u>751,753</u>

[前へ](#) [次へ](#)

. その他の訂正

(注)___の部分は訂正箇所を示します。

表紙

< 訂正前 >

(前 略)

発行者名

アーカス・インベストメント(ルクセンブルグ)エス・エイ
(Arcus Investment (Luxembourg) S.A.)

代表者の役職氏名

取締役会長 アンドリュー・ペッジ
(Andrew Pegge)

本店の所在の場所

ルクセンブルグ大公国 ルクセンブルグ L-2535
エマニュエル・セルベ通り20番
(20, Boulevard Emmanuel Servais, L-2535 Luxembourg,
Grand Duchy of Luxembourg)

(後 略)

< 訂正後 >

(前 略)

発行者名

R B S (ルクセンブルグ)エス・エイ
(RBS (Luxembourg) S.A.)

代表者の役職氏名

ディレクター マリオ・ザルドーニ
(Mario Zardoni)
ディレクター オズギュエル・ギュルベイル
(Özgül Gülbey)

本店の所在の場所

ルクセンブルグ大公国 エスペランジユ L-5826
ガスペリッシュュ通り 33番
(33, Rue de Gasperich, L-5826 Hespérange
Grand Duchy of Luxembourg)

(後 略)

第一部 証券情報

(2) 外国投資信託受益証券の形態等

<訂正前>

記名式無額面受益証券(追加型)で、課される実績報酬および管理報酬の適否ならびに取得可能な投資者のカテゴリーが異なる「リテイル・クラス」および「リストラクティッド・クラス」の二種類のクラスの受益証券が発行される。リテイル証券とはリテイル・クラス証券を意味し、リストラクティッド証券とはリストラクティッド・クラス証券を意味する。このうち、日本で募集が行われるのは、リテイル証券（以下「受益証券」または「ファンド証券」という。）のみである。ファンド証券の格付けは取得していない。

<訂正後>

記名式無額面受益証券(追加型)で、課される管理報酬および実績報酬の適否、通貨ならびに取得可能な投資者のカテゴリーが異なる「リテイル・クラス」、「インスティテューショナル・クラス」、「インターナショナル・クラス」および「リストラクティッド・クラス」のクラス証券が発行される。リテイル証券とはリテイル・クラス証券を意味し、日本円で申込みが行われる。インスティテューショナル証券とは、インスティテューショナル・クラス証券を意味し、日本円、米ドルおよびユーロで申込みが行われる。インターナショナル証券とは、インターナショナル・クラス証券を意味し、日本円、米ドルおよびユーロで申込みが行われる。リストラクティッド証券とはリストラクティッド・クラス証券を意味し、日本円で申込みが行われる。このうち、日本で募集が行われるのは、リテイル証券（以下「受益証券」または「ファンド証券」という。）のみである。ファンド証券の格付けは取得していない。

(4) 発行（売出）価格

<訂正前>

（前 略）

（注）「評価日」とは、ルクセンブルグ、ニューヨーク、ロンドンおよび東京における銀行営業日をいう。

（後 略）

<訂正後>

（前 略）

（注）「評価日」とは、ルクセンブルグ、ロンドンおよび東京における銀行営業日をいう。

（後 略）

(7) 申込期間

<訂正前>

（前 略）

ただし、評価日の翌営業日が、ルクセンブルグ、ニューヨークまたはロンドンの銀行営業日でない場合は、申込みの取扱いが行われない。

<訂正後>

（前 略）

ただし、評価日の翌営業日が、ルクセンブルグまたはロンドンの銀行営業日でない場合は、申込みの取扱いが行われない。

(12) その他

<訂正前>

(前略)

(b) 引受等の概要

- ()販売会社は、アーカス・インベストメント(ルクセンブルグ)エス・エイ(Arcus Investment (Luxembourg) S.A.)(以下「管理会社」という。)との間の、日本におけるファンド証券の販売および買戻しに関する平成11年3月31日付契約に従い、ファンド証券の募集を行う。
- ()販売会社は、直接または販売会社以外の販売取扱会社(以下販売会社とともに「販売取扱会社」という。)を通じて間接に受けたファンド証券の買戻請求の管理会社への取次ぎを行う。
- ()三菱UFJモルガン・スタンレー証券株式会社をファンドに関して日本における管理会社の代行協会員に指定している。

(中略)

(d) 日本以外の地域における発行

本募集に並行して、ヨーロッパを中心とした海外(アメリカ合衆国を除く。)でアメリカ合衆国国民および同国居住者以外の者(アメリカ合衆国証券法および投資会社法の登録要件を免除された適格アメリカ合衆国の機関で管理会社の同意ある場合を除く。)に対してのみファンド証券の販売が行われる。ただし、EU加盟国では公衆に対する販売活動は行われない。

<訂正後>

(前略)

- ()販売会社は、アーカス・インベストメント・リミテッド(Arcus Investment Limited)(以下「総販売会社」という。)との間の、日本におけるファンド証券の販売および買戻しに関する平成23年2月17日付受益証券販売・買戻契約に従い、ファンド証券の募集を行う。
- ()販売会社は、直接または販売会社以外の販売取扱会社(以下販売会社とともに「販売取扱会社」という。)を通じて間接に受けたファンド証券の買戻請求のバンク・プリベ・エドモンド・ド・ロスチャイルド・ヨーロッパ(Banque Privée Edmond de Rothschild Europe)(以下「管理事務代行会社」という。)への取次ぎを行う。
- ()RBS(ルクセンブルグ)エス・エイ(RBS (Luxembourg) S.A.)(以下「管理会社」という。)は、平成11年3月31日付代行協会員契約(平成23年2月17日付の管理会社、アーカス・インベストメント(ルクセンブルグ)エス・エイ(Arcus Investment (Luxembourg) S.A.)(以下「旧管理会社」という。)および三菱UFJモルガン・スタンレー証券株式会社との間の代行協会員契約更改契約により更改済。)に従い、三菱UFJモルガン・スタンレー証券株式会社をファンドに関して日本における管理会社の代行協会員に指定している。

(中略)

(d) 日本以外の地域における発行

本募集に並行して、ヨーロッパを中心とした海外(アメリカ合衆国を除く。)でアメリカ合衆国国民および同国居住者以外の者(アメリカ合衆国証券法および投資会社法の登録要件を免除された適格アメリカ合衆国の機関で管理会社の同意ある場合を除く。)に対してのみファンド証券の販売が行われる。

第二部 ファンド情報

第1 ファンドの状況

1 ファンドの性格

(1) ファンドの目的及び基本的性格

<訂正前>

アーカス・ジャパン・ロング/ショート・ファンド(Arcus Japan Long/Short Fund)(以下「ファンド」という。また「アーカス・ジャパン・エル/エス・ファンド」と称することがある。)は、ルクセンブルグ大公国(以下「ルクセンブルグ」という。)の民法および2002年12月20日の投資信託に関する法律(改正済)(以下「ルクセンブルグ投信法」という。)のパート の規定に基づき、管理会社および保管受託銀行との間で締結された契約(以下「約款」という。)に基づき設立された有価証券およびその他の資産を共有するオープン・エンド型の共有持分型投資信託であり、共同保有者(以下「受益者」という。)の利益のため管理会社により運用される。

ファンドの資産は、管理会社の資産および管理会社により運用されるその他の投資信託の資産と区別される。

(中 略)

ファンドの投資目的は、日本企業のフェアバリュー(公正価値)に着目し、そのロングポジションがショートポジションまたはその両方に投資を行うことによって、日本の株式市場全般のボラティリティと比べ安定的で、かつ長期的なファンド資産の成長を目指すことにある。

<訂正後>

アーカス・インベストメント・リミテッドを設立発起会社として、ルクセンブルグ大公国(以下「ルクセンブルグ」という。)の法律に基づき契約型投資信託として組成された、アーカス・ジャパン・ロング/ショート・ファンド(Arcus Japan Long/Short Fund)(以下「ファンド」という。また「アーカス・ジャパン・エル/エス・ファンド」と称することがある。)は、管理会社および保管受託銀行との間で締結された契約(以下「約款」という。)に基づき設立された有価証券およびその他の認可資産(以下「有価証券」という。)を共有するオープン・エンド型の共有持分型投資信託であり、共同保有者(以下「受益者」という。)の利益のため管理会社により運用される。

ファンドの資産は、管理会社の資産および管理会社により運用されるその他の投資信託の資産と区別される。

ファンドは、2002年12月20日の投資信託に関する法律(改正済)(以下「ルクセンブルグ投信法」という。)のパート の規定に基づき、規制された投資信託として資格を有している。ファンドは、当初ルクセンブルグ投信法のパート (平成23年1月1日付で、2010年12月17日の投資信託に関する法律(以下「2010年法」という。)のパート に代替された。)に基づき設定された。なお、2010年法は、段階的に現在のルクセンブルグ投信法を改訂し、平成23年7月1日付で、ルクセンブルグ投信法は、すべて2010年法に改訂されることとなる。投資予定者は、投資前にファンドへの投資を許可されているか確認し、不確実な場合においては、専門家の助言を得るべきである。

(中 略)

ファンドの投資目的は、日本企業のフェアバリュー(公正価値)に着目し、投資を行うことによって、日本の株式市場全般のボラティリティと比べ安定的で、かつ長期的なファンド資産の成長を目指すことにある。

(2) ファンドの沿革

<訂正前>

平成11年3月23日 管理会社設立

(中略)

平成11年4月28日 ファンドの運用開始

(中略)

平成22年5月20日 ファンドの改訂約款締結(平成22年6月24日効力発生)

<訂正後>

平成11年3月23日 旧管理会社設立

(中略)

平成11年4月28日 ファンドの運用開始

平成16年11月10日 管理会社設立

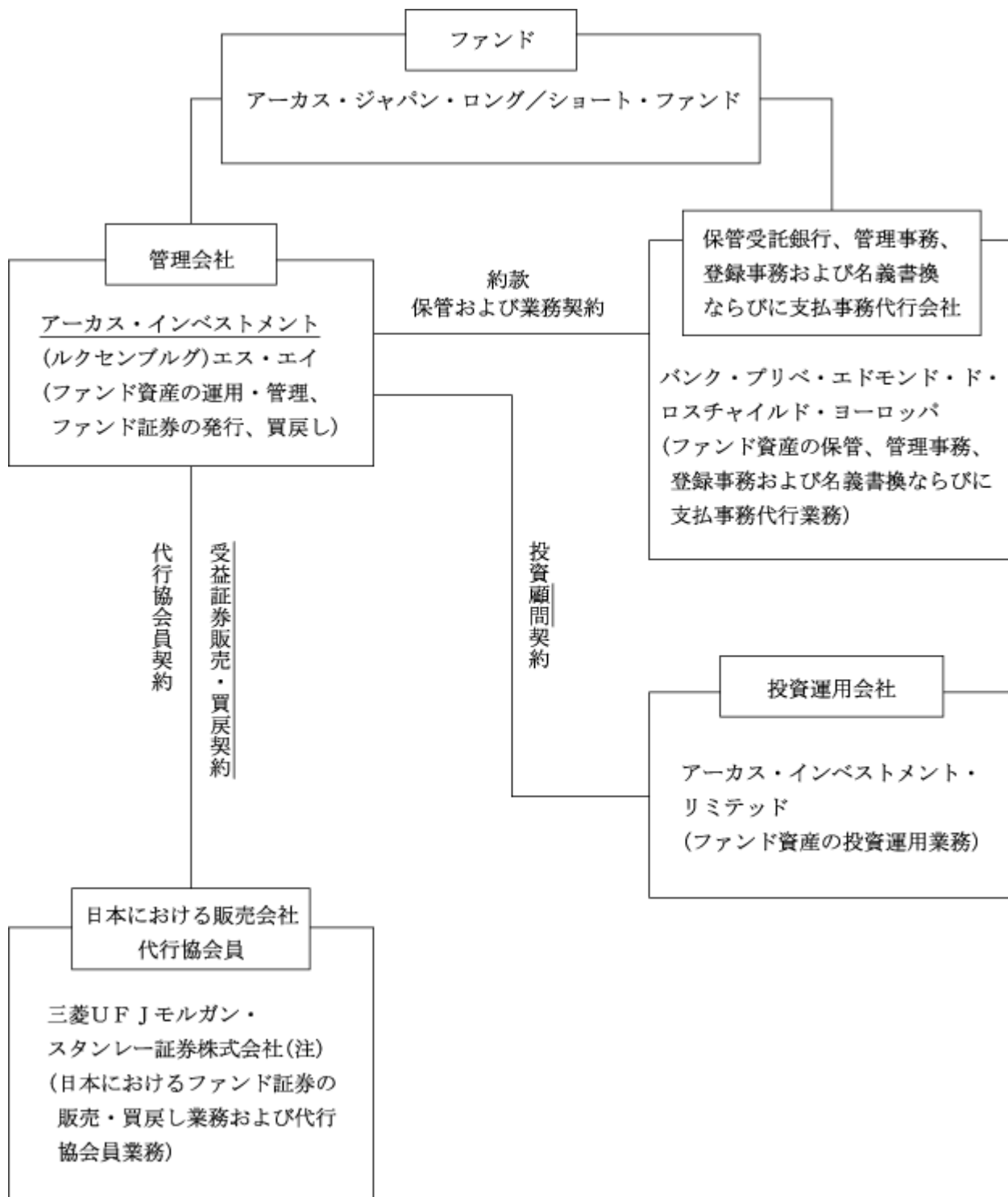
(中略)

平成22年5月20日 ファンドの改訂約款締結(平成22年6月24日効力発生)

平成23年2月3日 ファンドの改訂約款締結(平成23年2月28日効力発生)

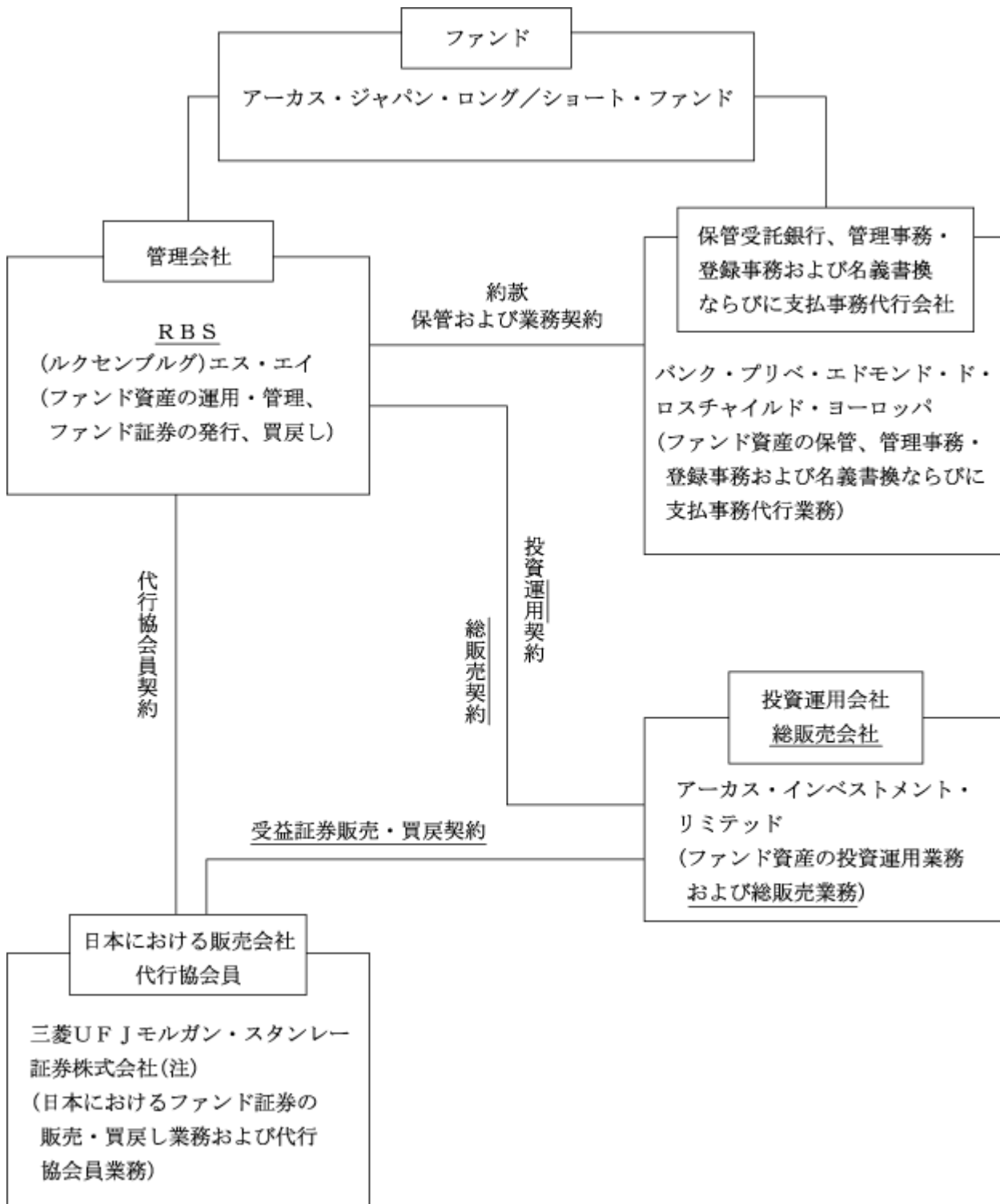
(3) ファンドの仕組み
 ファンドの仕組み

< 訂正前 >



(注) 三菱UFJ証券株式会社は、平成22年5月1日付で「三菱UFJモルガン・スタンレー証券株式会社」に商号を変更した。

<訂正後>



(注) 三菱UFJ証券株式会社は、平成22年5月1日付で「三菱UFJモルガン・スタンレー証券株式会社」に商号を変更した。

管理会社とファンドの関係法人の名称、ファンドの運営上の役割および契約等の概要

<訂正前>

名称	ファンド運営上の役割	契約等の概要
アーカス・インベストメント(ルクセンブルグ)エス・エイ (Arcus Investment (Luxembourg) S. A.)	管理会社	平成11年3月26日付で保管受託銀行との間で約款(直近では平成22年5月20日改訂約款により改訂済)を締結。ファンドの資産の運用管理、ファンド証券の発行、買戻し等について規定している。
バンク・プリベ・エドモンド・ド・ロスチャイルド・ヨーロッパ (Banque Privée Edmond de Rothschild Europe)	保管受託銀行 管理事務・登録事務および 名義書換ならびに 支払事務代行会社	平成17年11月23日付で管理会社との間で保管および業務契約(改定済)(注1)を締結。ファンド資産の保管業務、管理事務・登録事務および名義書換ならびに支払事務代行業務などについて規定している。
アーカス・インベストメント・リミテッド (Arcus Investment Limited)	投資運用会社	平成11年4月9日付で管理会社との間で投資顧問契約(注2)を締結。ファンド資産の投資運用業務等について規定している。
三菱UFJモルガン・スタンレー証券株式会社	日本における代行協会 員および販売会社	平成11年3月31日付で管理会社との間で代行協会員契約(注3)および受益証券販売・買戻契約(注4)を締結。日本における代行協会員業務およびファンド証券の販売・買戻し業務について規定している。

(注1) 保管および業務契約とは、約款の規定に基づき、管理会社によって資産の保管会社として任命された保管受託銀行が有価証券の保管、引渡しおよび登録等ファンド資産の保管業務等を行うことを約し、また管理会社によって任命された管理事務・登録事務・名義書換および支払事務代行会社が、記録の維持、券面の処分、申込みおよび買戻しの取扱いならびに純資産価格の計算等を行うことを約する契約をいう。

(注2) 投資顧問契約とは、管理会社によって任命された投資運用会社が、ファンド資産の投資、再投資に関して、投資方針および投資制限に従ってファンド資産の日々の運用を行うことを約する契約をいう。

(後略)

<訂正後>

名称	ファンド運営上の役割	契約等の概要
RBS (ルクセンブルグ)エス・エイ (RBS (Luxembourg) S.A.)	管理会社	平成23年2月3日付および平成23年2月28日効力発生で保管受託銀行との間で約款を締結。ファンドの資産の運用管理、ファンド証券の発行、買戻し等について規定している。
バンク・プリベ・エドモンド・ド・ ロスチャイルド・ヨーロッパ (Banque Privée Edmond de Rothschild Europe)	保管受託銀行 管理事務・登録事務お よび名義書換ならびに 支払事務代行会社	平成23年2月3日付および平成23年2月28日効力発生で管理会社との間で保管および業務契約(注1)を締結。ファンド資産の保管業務、管理事務・登録事務および名義書換ならびに支払事務代行業務などについて規定している。
アーカス・インベストメント・リミ テッド (Arcus Investment Limited)	投資運用会社および 総販売会社	平成23年2月3日付および平成23年2月28日効力発生で管理会社との間で投資運用契約(注2)を締結。ファンド資産の投資運用業務等について規定している。 平成23年2月3日付および平成23年2月28日効力発生で管理会社との間で総販売契約を締結。総販売業務について規定している。
三菱UFJモルガン・スタンレー証 券株式会社	日本における代行協会 員および販売会社	平成11年3月31日付で旧管理会社との間で代行協会員契約(平成23年2月17日付および平成23年2月28日効力発生の管理会社および旧管理会社との間の代行協会員契約更改契約により更改済。)(注3)ならびに平成23年2月17日付および平成23年2月28日効力発生で総販売会社との間で受益証券販売・買戻契約(注4)を締結。日本における代行協会員業務およびファンド証券の販売・買戻し業務について規定している。

(注1) 保管および業務契約とは、約款の規定に基づき、管理会社によって資産の保管会社として任命された保管受託銀行が有価証券の保管、引渡しおよび登録等ファンド資産の保管業務等を行うことを約し、また管理会社によって任命された管理事務・登録事務および名義書換ならびに支払事務代行会社が、記録の維持、券面の処分、申込みおよび買戻しの取扱いならびに純資産価格の計算等を行うことを約する契約をいう。

(注2) 投資運用契約とは、管理会社によって任命された投資運用会社が、ファンド資産の投資、再投資に関して、投資方針および投資制限に従ってファンド資産の日々の運用を行うことを約する契約をいう。

(後 略)

管理会社の概要

<訂正前>

() 設立準拠法

管理会社は、ルクセンブルグ1915年8月10日付商事会社法(改正済)(以下「1915年商事会社法」という。)に基づき、ルクセンブルグにおいて平成11年3月23日に設立された。

1915年商事会社法は、設立、運営、株式の募集等商事会社に関する基本的事項を規定している。管理会社は、ルクセンブルグ投信法第14章のもとで、投資信託の管理会社としての資格を有している。

() 事業の目的

目的は、投資信託アーカス・ジャパン・ロング/ショート・ファンドを設定し、管理し、運用を行うことである。

- () 資本金の額
 管理会社の資本金は5,000万円で、平成22年9月末日現在全額払込済である。
 なお、1株100万円の記名株式50株を発行済である。
 管理会社の設立以来、平成22年9月末日までの資本金の額の増減はない。
- () 会社の沿革
 平成11年3月23日設立。
- () 大株主の状況(提出日現在)

名称	住所	所有株式数	比率
アーカス・インベストメント・リミテッド	ロンドン市EC2V 7RS, ウッド・ストリート88	49株	98%

<訂正後>

- () 設立準拠法
 管理会社は、ルクセンブルグの1915年8月10日付商事会社法(改正済)(以下「1915年商事会社法」という。)に基づき、ルクセンブルグにおいて平成16年11月10日に設立された。
 1915年商事会社法は、設立、運営、株式の募集等商事会社に関する基本的事項を規定している。管理会社は、ルクセンブルグ投信法第13章のもとで、投資信託の管理会社としての資格を有している。平成23年7月1日付でルクセンブルグ投信法第13章は、2010年法第15章に改訂される。
- () 事業の目的
 譲渡性のある証券を投資対象とする投資信託(「UCITS」)に関する法律、規則および管理規定とその他の投資信託(「UCI」)との調整をはかる1985年12月20日付欧州共同体閣僚理事会通達(85/611/EEC)(改正済)にしたがって認可されたUCITSの創設、販売、管理および運用を行う。
 さらに一般的に、管理会社は、ルクセンブルグ投信法第13章、パート に規定される制限の範囲内で、その目的の達成に、直接または間接的に関係があり、有益かつ必要とみなされるあらゆる活動を行うことができる。
- () 資本金の額
 管理会社の資本金は1,000万ユーロ(11億1,610万円)で、平成23年1月末日現在全額払込済である。
 なお、1株1,000ユーロ(111,610円)の記名株式10,000株を発行済である。
 (注)ユーロの円貨換算は、平成23年1月31日における株式会社三菱東京UFJ銀行の対顧客電信売買相場の仲値(1ユーロ=111.61円)による。
- () 会社の沿革
 平成16年11月10日設立。
- () 大株主の状況(提出日現在)

名称	住所	所有株式数	比率
ロイヤル・バンク・オブ・スコットランド・ピーエルシー	英国、エジンバラ市EH2 2YB, セント・アンドリュース・スクエア36	10,000株	100.00%

(4) ファンドに係る法制度の概要

<訂正前>

- () 準拠法
 ファンドの設定準拠法は、ルクセンブルグの民法である。

また、ファンドはルクセンブルグ投信法、勅令、ルクセンブルグの金融監督委員会(旧ルクセンブルグ中央銀行、旧ルクセンブルグ金融庁)(以下「金融監督委員会」という。)の通達等の規則に従っている。

() 準拠法の内容

(中略)

ルクセンブルグ投信法

(中略)

イ ルクセンブルグ投信法は、以下の5つのパートにより構成されている。

(中略)

ルクセンブルグ投信法は、パート が適用される「譲渡性のある証券を投資対象とする投資信託」とパート が適用される「その他の投資信託」を区分して取り扱っている。

ロ ルクセンブルグ投信法のパート に基づき譲渡性のある証券を投資対象とする投資信託(「パート UCITS」)としての適格性を有し、ヨーロッパ連合(以下「EU」という。)のいずれか一つの加盟国内に登録されているすべてのファンドは、EC通達が当該加盟国において施行されている限りEUの他の加盟国において、その株式または受益証券を自由に販売することができる。

(後略)

<訂正後>

() 準拠法

ファンドの設定準拠法は、ルクセンブルグの民法である。

また、ファンドはルクセンブルグ投信法、勅令、ルクセンブルグの金融監督委員会(以下「金融監督委員会」という。)の通達等の規則に従っている。

() 準拠法の内容

(中略)

ルクセンブルグ投信法

(中略)

イ ルクセンブルグ投信法は、以下の5つのパートにより構成されている。

(中略)

ルクセンブルグ投信法は、パート が適用される「譲渡性のある証券を投資対象とする投資信託」とパート が適用される「その他の投資信託」を区分して取り扱っている。パート については、平成23年1月1日付で2010年法のパート に代替された。

ロ ルクセンブルグ投信法のパート に基づき譲渡性のある証券を投資対象とする投資信託(「パート UCITS」)としての適格性を有し、ヨーロッパ連合(以下「EU」という。)のいずれか一つの加盟国内に登録されているすべてのファンドは、EC通達が当該加盟国において施行され、当該他の加盟国の適格地方管轄庁に適法に通知されている限りEUの他の加盟国において、その株式または受益証券を自由に販売することができる。

(後略)

(5) 開示制度の概要

(1) ルクセンブルグにおける開示

受益者に対する開示

< 訂正前 >

(前 略)

約款の変更および受益者に対する通知は、法律が要求する場合には、管理会社の決定により、ファンド証券が販売された国の新聞に公告される。

< 訂正後 >

(前 略)

受益者に対するあらゆる通知は、法律が要求する場合には、管理会社の決定により、ファンド証券が販売された国の新聞に公告される。さらに、受益者に対する通知は、管理会社の決定により、ファンド証券が募集および販売された国々の新聞にも公表することができる。

(6) 監督官庁の概要

< 訂正前 >

(前 略)

() 登録の届出の受理

(中 略)

(口) 譲渡性のある証券を投資対象とする投資信託(以下「UCITS」という。)で、EU加盟国で設立され、かつ欧州共同体通達の要件に適合していることを設立加盟国の監督官庁により証明されているものについては、かかる登録を必要としない。かかるUCITSは、金融監督委員会に事前通知し、所定の書類を提出し、所在地事務代行会社としてルクセンブルグの銀行を任命し、かつ金融監督委員会が、かかる通知および書類の提出から2か月以内に異議を述べない場合、ルクセンブルグ国内において、その投資信託証券を販売することができる。

アーカス・ジャパン・ロング/ショート・ファンドは、パート__の投資信託として設定されており、EU加盟国では公衆に対する販売活動は行われぬ。

(中 略)

() 財務状況およびその他の情報に関する監督

投資信託の財務状況ならびに投資者および金融監督委員会に提供された情報の正確性を確保するため、投資信託は、独立の監査人の監査を受けなければならない。監査人は、財務状況その他に関する情報が不完全または不正確であると判断した場合には、その旨を金融監督委員会に報告する義務を負う。監査人は、金融監督委員会が要求するすべての情報(投資信託の帳簿その他の記録を含む。)を金融監督委員会に提出しなければならない。

<訂正後>

（前 略）

（ ）登録の届出の受理

（中 略）

（ロ）譲渡性のある証券を投資対象とする投資信託(以下「UCITS」という。)で、EU加盟国で設立され、かつ欧州共同体通達の要件に適合していることを設立加盟国の監督官庁により証明されているものについては、かかる登録を必要としない。かかるUCITSは、金融監督委員会に事前通知し、所定の書類を提出し、所在地事務代行会社としてルクセンブルグの銀行を任命し、かつ金融監督委員会が、かかる通知および書類の提出から2か月以内に異議を述べない場合、ルクセンブルグ国内において、その投資信託証券を販売することができる。
アーカス・ジャパン・ロング/ショート・ファンドは、パート__の投資信託として設定されている。

（中 略）

（ ）財務状況およびその他の情報に関する監督

投資信託の財務状況ならびに投資者および金融監督委員会に提供された情報の正確性を確保するため、投資信託は、独立の監査人の監査を受けなければならない。監査人は、財務状況その他に関する情報が不完全または不正確であると判断した場合には、その旨を金融監督委員会に報告する義務を負う。監査人は、監査人の職務の遂行上知っているまたは知らなくてはならない事柄について、金融監督委員会が要求するすべての情報(帳簿その他の記録を含む。)を金融監督委員会に提出しなければならない。

2 投資方針

(1) 投資方針

<訂正前>

ファンドの投資目的は、日本企業のフェアバリュー(公正価値)に着目し、そのロングポジションがショートポジションまたはその両方に投資を行うことによって、日本の株式市場全般のボラティリティと比べ安定的で、かつ長期的なファンド資産の成長を目指すことにある。

投資運用会社は、景気後退を乗切る財務面の強さがあり経済回復の局面において利益を上げることができると判断される日本企業について、フェアバリュー(公正価値)から割安と判断される銘柄への投資を行い、一方で割高と判断される銘柄のショート(空売り)ポジションをとり割高修正の過程で生まれる利益で運用成果の向上を目指す。

（中 略）

投資運用会社は、日本株のロングポジションとショートポジションの期待収益率の差から生じる利益を追求する。なぜなら、これが株式市場全般の上昇や下落と無関係に運用成果の潜在的な源泉をもたらすからである。

（後 略）

<訂正後>

ファンドの投資目的は、日本企業のフェアバリュー(公正価値)に着目し、投資を行うことによって、日本の株式市場全般のボラティリティと比べ安定的で、かつ長期的なファンド資産の成長を目指すことにある。

投資運用会社は、景気後退を乗切る財務面の強さがあり経済回復の局面において利益を上げることができると判断される日本企業について、フェアバリュー(公正価値)から割安と判断される銘柄への投資を行い、一方で割高と判断される銘柄のショートポジションをとり割高修正の過程で生まれる利益で運用成果の向上を目指す。

(中 略)

投資運用会社は、日本株のロングポジションとショートポジションの期待収益率の差から生じる利益を追求するため、金融デリバティブ商品を通じて、総合的にショートポジションをとる。なぜなら、これが株式市場全般の上昇や下落と無関係に運用成果の潜在的な源泉をもたらすからである。

(後 略)

(2) 投資対象

<訂正前>

(前 略)

ファンドの純資産のおよそ50%が、現物株式と、先物、オプション、転換社債、エクイティ・ワラント等の他の株式連動証券に投資される。残りのファンド純資産は、キャッシュおよび短期マネーマーケット商品のかたちで保有される。

これらの株式連動証券の一部およびキャッシュは、スワップ取引の担保として利用されることがある。純資産の100%相当を限度として、スワップ取引のロングポジションをとることができる。スワップ取引のロングポジションは、当初50%前後が予定されている。また、純資産の100%相当を限度として、ファンドの市場へのエクスポージャーをコントロールするために、スワップ取引および先物のショートポジションをとることができる。ショートポジションは、当初50%前後が予定されている。ファンドは、その純資産の250%相当まで総ポジション(現物株式と株式連動証券のロングポジションに、スワップ取引および先物のポジションを含めてあわせたもの(キャッシュおよび短期マネーマーケット商品の保有分を除く。))をとることができる。

(後 略)

<訂正後>

(前 略)

ファンドの純資産の大部分が、現物株式と、先物、オプション、転換社債、エクイティ・ワラント等の他の株式連動証券に投資される。残りのファンド純資産は、キャッシュおよび短期マネーマーケット商品のかたちで保有される。

これらの株式連動証券の一部およびキャッシュは、スワップ取引の担保として利用されることがある。純資産の100%相当を限度として、スワップ取引のロングポジションをとることができる。また、純資産の100%相当を限度として、ファンドの市場へのエクスポージャーをコントロールするために、スワップ取引および先物の総合的なショートポジションをとることができる。ファンドは、その純資産の250%相当まで総ポジション(現物株式と株式連動証券のロングポジションに、スワップ取引および先物のポジションを含めてあわせたもの(キャッシュおよび短期マネーマーケット商品の保有分を除く。))をとることができる。

(後 略)

(3) 運用体制

(イ) 運用体制

< 訂正前 >

(前 略)



< 訂正後 >

(前 略)



(5) 投資制限

「(5) 投資制限」については、以下の内容に更新されます。

ファンドの約款(第5条)に従い、ファンド資産の運用にあたり、管理会社またはその代理人は以下の制限を遵守する。

1. 適格資産への投資

(A) (1) 管理会社は、ファンドのために、以下に掲げるもののみに投資を行う。

- a) 適格国¹の証券取引所への公式の上場が認められている譲渡性のある証券および短期金融商品。
- b) 規制ある市場²で取引されている譲渡性のある証券および短期金融商品。
- c) 適格市場³への公式の上場の許可申請が行われ、かつ、かかる許可が発行から1年以内に達成されることが発行条件となっている新規発行された譲渡性のある証券および短期金融商品。
- d) EU加盟国内に所在する場合か否かを問わず、UCITS⁴の受益証券および/またはその他のUCIsの受益証券。

ただし、下記を条件とする。

- かかるその他のUCIsは、EU法に規定されるものと同等であるとルクセンブルグ金融監督委員会(以下「金融監督委員会」という。)がみならず監督に服しており、かつ政府機関との間の協力が十分に保証されていることを定める法律に基づき認可されていること。
- かかるその他のUCIsの受益者のための保護水準は、UCITSの受益者のために規定されるものと同等であり、特に、資産の分離、借入れ、貸付けおよび譲渡性のある証券や短期金融商品の空売りに関するルールは、通達85 / 611 / EECの要件と同等であること。

¹ 「適格国」には、欧州連合（以下「EU」という。）のいずれかの加盟国、経済協力開発機構（以下「OECD」という。）のいずれかの加盟国および管理会社がファンドの投資目的に関して適切と判断するその他の国が含まれる。かかる区分の適格国には、アフリカ、アメリカ、アジア、オーストラレーシアおよびヨーロッパの国々を含む。

² 「規制ある市場」とは、適格国において規制され、営業し、かつ、認知されており一般に対して開放されている市場のことをいう。

³ 「適格市場」とは、公式の証券取引所またはその他の規制ある市場のことをいう。

⁴ 「UCITS」とは、1985年12月20日付理事会通達85 / 611 / EEC（改正を含む。）に従って権限を付与された譲渡性のある証券への集団投資を目的とした事業のことをいう。

- かかるその他のUCIsの業務は、報告期間中の資産と負債、収益および事業運営についての評価を行うことができるように半期報告書および年次報告書で報告されるものであること。
- 取得が予定されるUCITSの資産またはUCIsの資産の10%を超えて、その設立文書に従い、その他のUCITSまたはUCIsの受益証券に合計で投資することができないこと。

e) 要求に応じ払戻可能であるか、引き出す権利のある満期12か月未満の信用機関への預金（ただし、かかる信用機関は、EU加盟国に登録上の事務所を有するものとする。信用機関の登録上の事務所がEUの非加盟国に所在する場合には、当該機関は、EU法に規定されるものと同等であると金融監督委員会がみならず慎重な規則に服しているものとする。）

f) 上記a)およびb)に記載される規制ある市場で取引される金融デリバティブ商品（現金で決済される同等の商品を含む。）および/または店頭で取引される金融デリバティブ商品（以下「OTCデリバティブ商品」という。）。

ただし、下記を条件とする。

- 裏付となる原商品は、ファンドが、その投資目的に従い投資する(A)(1)に規定される商品、金融指数、金利、外国為替相場または外国通貨で構成されるものであること。
- OTCデリバティブ取引の取引相手方は、慎重な監督に服し、かつルクセンブルグ大公国の監督当局により承認されるカテゴリーに属する機関であること。
- OTCデリバティブ商品は、日々行われる信頼できる認証可能な評価に従っており、かつ管理会社のイニシアチブにより適正価格でいつでも相殺取引により売却、清算、または取引の終了が可能であること。

金融デリバティブ商品に関するファンドのグローバル・エクスポージャーは、当該ファンドの純資産総額を超過してはならない。当該エクスポージャーは、原資産の時価、取引相手方のリスク、将来の市場変動およびポジションを清算するために利用可能な時間を考慮した上で計算される。

ファンドのグローバル・エクスポージャーは、想定最大損失額方法論を用いて、絶対的な想定最大損失額を決定し、計算される。その結果、グローバル・エクスポージャーの制限は、想定最大損失額がファンドの純資産総額の20%を下回る場合に満たされることが想定される。

g) 規制ある市場で取引されていない短期金融商品。

ただし、商品の発行または発行者が投資者および貯蓄の保護の目的のために規制されており、かつかかる商品が、下記のいずれかに該当することを条件とする。

- EU加盟国の中央政府、地域もしくは地方の機関によって、またはEU加盟国の中央銀行、欧州中央銀行、欧州連合もしくは欧州投資銀行によって、またはEU非加盟国もしくは連邦国の場合は連邦構成地域の一つによって、もしくはEU加盟国の一もしくは複数が属する公的国際機関によって、発行または保証されていること。
- その企業の証券が規制ある市場で取引される当該企業により発行されていること。
- EU法により規定される判断基準に従い慎重な監督に服する機関、またはEU法により規定されるものと少なくとも同程度の厳格さを有すると金融監督委員会がみなす慎重な規則に服し、これを遵守する機関により発行または保証されていること。
- 金融監督委員会が承認するカテゴリーに属するその他の機関により発行されていること。ただし、かかる商品への投資は、上記第一文、第二文または第三文に規定されるものと同等の投資者保護の規制に従っており、またその発行体は、資本金と準備金の額が少なくとも10百万ユーロ（10,000,000ユーロ）以上である会社であって、かつ第4次通達78 / 660 / EECに従った年次財務諸表を作成し公表している会社であるか、または一社もしくは数社の上場企業を含む企業グループ内では当該グループの資金調達を担当する企業であるかもしくは銀行の流動性資産から利益を受ける証券化ビークルの資金調達を担当する企業であること。

(2) また、管理会社は、ファンドのために、ファンドの純資産額の10%を限度として上記(1)に記載する以外の譲渡性のある証券および短期金融商品に投資することができる。

より一般的には、管理会社は、ファンドのために、譲渡性のある証券および / または流動性のある適格資産にのみ投資することができる。

(B) 管理会社は、ファンドのために、付随的に流動資産を保有することができる。

(C) (i) 管理会社は、ファンドのために、純資産額の10%を限度として、同一の法主体が発行した譲渡性のある証券または短期金融商品に投資することができる。

管理会社は、ファンドのために、その純資産額の20%を超えて同一の法主体に預託される預金に投資してはならない。OTCデリバティブ取引のファンドの取引相手方に対するリスク・エクスポージャーについて、当該取引相手方が上記(A)(1)e)に記載される信用機関である場合はその純資産の10%を超えてはならず、他の場合にはその純資産の5%を超えてはならない。

() また、ファンドがいずれかの発行体の譲渡性のある証券および短期金融商品に投資しており、当該投資がファンドの純資産額の5%を超えている場合、かかる投資の総額がファンドの純資産額の40%を超えてはならない。

上記の制限は、慎重な監督に服する金融機関に預託された預金およびかかる金融機関との間で実行されるOTCデリバティブ商品取引には適用されない。

(C)(i)に規定される個々の制限にもかかわらず、ファンドは、その純資産額の20%を超えて、以下の組合せにより一つの機関に投資することはできない。

- 当該機関が発行した譲渡性のある証券または短期金融商品への投資
- 当該機関に預けた預金、および / または
- 当該機関を相手方とするOTCデリバティブ商品取引から発生するエクスポージャー

- () 上記(C)(i)に規定する10%制限は、EU加盟国、EU加盟国の地方機関によって、または適格国によって、または一か国以上のEU加盟国が加入している公的国際機関によって発行または保証されている譲渡性のある証券または短期金融商品については35%とし、かかる証券および短期金融商品は、上記(C)()に基づく40%制限を計算する際には含めないものとする。
- () 上記(C)(i)、(C)()および(C)()に定める制限を合算することはできないため、(C)(i)、(C)()および(C)()に従って実施された、同一の法主体が発行した譲渡性のある証券および短期金融商品への投資額、または当該法主体に預託された預金もしくは当該法主体との間で実行されるデリバティブ商品取引に対する投資額は、いかなる場合も、ファンドの純資産額の合計35%を超えてはならない。
通達83/349/ECCまたは国際的に認められた会計基準に従って定義される連結決算のため同一の企業グループに属する企業は、(C)に記載される制限を計算する際には、単一の法主体とみなされる。
管理会社は、ファンドのために、純資産額の20%を上限として、累積的に、同一の企業グループ内の譲渡性のある証券および短期金融商品に投資することができる。
- () ファンドがリスク分散の原則に従い、EU加盟国、EU加盟国の地方機関によって、またはOECD加盟国である適格国によって、または一か国以上のEU加盟国が加入している公的国際機関によって発行または保証されている譲渡性のある証券および短期金融商品に投資した場合、ファンドは、その純資産額の100%をかかると譲渡性のある証券および短期金融商品に投資することができる。ただし、ファンドは、少なくとも6銘柄の証券を保有しなければならず、かつ、いずれの1銘柄もファンドの純資産額の30%を超えてはならないものとする。
リスク分散の原則を適正に考慮することを条件として、ファンドは、(C)に規定する制限を、認可されて設定された日から6か月間は、遵守する必要がない。
- (D) (i) 管理会社は、ファンドのために、管理会社が当該発行体の経営に重大な影響を及ぼし得る議決権付株式を取得することはできない。
- () さらに、管理会社は、ファンドのために、(a)同一の発行体の無議決権株式の10%、(b)同一の発行体の債務証券の10%、および/または、(c)同一の発行体の短期金融商品の10%を超えない範囲でこれらを取得することができる。ただし、上記(b)および(c)に定める制限は、取得時において債務証券または短期金融商品の総額または発行済商品の純額が計算できない場合は、取得時にこれを遵守する必要はない。
管理会社は、会社またはその他の法主体の議決権付株式を購入することで、ファンドおよび管理会社によって管理されることがあるその他のファンドが、かかる会社または法主体の議決権付株式の10%以上を所有することとなるときは、ファンドのために、当該議決権付株式を購入することができない。
上記(D)(i)および()に規定される制限は、以下に掲げるものには適用されない。
- (i) EU加盟国またはEU加盟国の地方機関によって発行または保証されている譲渡性のある証券および短期金融商品。
- () その他いずれかの適格国によって発行または保証されている譲渡性のある証券および短期金融商品。
- () 一または複数のEU加盟国が属する公的国際機関によって発行される譲渡性のある証券および短期金融商品。

- () EU非加盟国において設立された会社の資本として保有される株式。かかる会社は、その資産を主に、当該国に登録上の事務所を有する発行体の証券に投資することとし、当該国の制定法に基づき、かかる保有が、当該国の発行体の証券に対しファンドが投資することができる唯一の方法とする。ただし、かかる会社が、その投資方針において、ルクセンブルグ投信法第43条、第46条、第48条(1)および(2)に規定された制限を遵守することを条件とする。
- (E) (i) 管理会社は、ファンドのために、(A) d)に記載されるUCITSおよび/またはその他のUCIの受益証券を取得することができる。ただし、各UCITSまたはその他のUCIの受益証券に投資されるファンドの純資産額は20%までとする。
- 投資制限を適用する目的において、複数のコンパートメントを有するUCIの各コンパートメントは、別個の発行体とみなされる。ただし、様々なコンパートメントの義務分離の原則が第三者に対し確約されていることを条件とする。
- () UCITS以外のUCIの受益証券への投資総額は、ファンドの純資産額の30%を超えてはならない。
- () 管理会社が、ファンドのために、共通の運用もしくは管理によってまたは実質的に直接的もしくは間接的な保有によって、ファンドと関連するその他のUCITSおよび/またはその他のUCI、または投資運用会社に関連する管理会社によって管理されるその他のUCITSおよび/またはその他のUCIの受益証券に投資する場合、ファンドに対して、かかるその他のUCITSおよび/またはUCIの受益証券への投資について、申込手数料または償還手数料を請求することができない。
- 上記に記載されるファンドに関連したUCITSおよびその他のUCIへのファンドによる投資に関して、ファンドおよび当該各UCITSまたはその他のUCIに対して請求される管理報酬（成果報酬（ある場合）を除く。）の総額は、関連する運用純資産の2%を超えないものとする。ファンドは、その年次報告書において、ファンドならびにファンドが関連する期間中に投資を行った UCITSおよびその他のUCIの両方に対して請求された管理報酬の総額を示す予定である。
- () 管理会社は、ファンドのために、同一のUCITSおよび/またはその他のUCIの受益証券の25%を超えない範囲でこれを取得することができる。かかる制限は、取得時において発行済受益証券の総額が計算できない場合は、遵守する必要はない。複数のコンパートメントを有するUCITSまたはその他のUCIの場合、かかる制限は、当該UCITS/UCIによって発行された全ての受益証券、その全てのコンパートメントを合算したものを基準として適用される。
- () ファンドが投資するUCITSまたはその他のUCIによって保有された原資産は、上記1.(C)に規定される投資制限のために考慮する必要はない。
- () 管理会社が決定した場合を除き、ファンドは、その純資産の10%を超えてUCITSまたはその他のUCIの受益証券に投資しない。
2. 他の資産への投資
- (A) 管理会社は、ファンドのために、貴金属またはこれを表象する証書に投資しない。
- (B) 管理会社は、ファンドのために、商品または商品に関する契約を伴う取引を行うことができない。ただし、管理会社は、下記3.に規定する制限の範囲内において、譲渡性のある証券に関する技法および手段を採用することができる。
- (C) 管理会社が、ファンドのために、不動産もしくはオプション、それらに含まれる権利もしくは利益を購入または売却することはない。ただし、ファンドは、不動産もしくはそれらに含まれる利益によって担保された証券、または不動産もしくはそれらに含まれる利益に投資を行う会社によって発行された証券に投資することができる。
- (D) 管理会社は、ファンドのために、譲渡性のある証券、短期金融商品または1.(A)(1)d、f)、およびg)に記載されるその他の金融商品の空売りを行ってはならない。

- (E) 管理会社は、ファンドのために、合計でファンドの純資産額の10%を超えない額の一時的借入れを除き、借入れを行うことができない。バック・トゥー・バック・ローンには、当該制限は適用されない。
- (F) 管理会社は、ファンドの勘定で保有された証券について、抵当権、質権、担保を設定し、その他負債の担保の目的として制限物権を設定することができない。ただし、上記(E)に記載された借入れに関連して必要な場合を除くものとし、かかる抵当権、質権、または担保の設定はファンドの純資産額の10%を超えないものとする。スワップ取引、オプション取引および先渡為替または先物取引に関連し、個別の勘定に預託された証券またはその他の資産には、当該制限は適用されない。
- (G) 管理会社が、ファンドのために、他の発行体の証券を引受けまたは下引受けを行うことはない。

3. 通貨ヘッジ

ファンドは、通貨リスクをヘッジする目的で、為替予約、通貨先物契約もしくは通貨スワップ契約、または通貨オプション（コールオプションの売却またはプットオプションの購入）についての契約（コミットメント）を保有することができる。

ただし、下記を条件とする。

- (i) かかる取引の総額は、特定の通貨建て、またはかかる特定の通貨に対して十分な相関関係を有するとみなされるその他の通貨建てで表示されるファンドの資産価値の変動リスクを担保するために必要なレベルを超えないものとする。ファンドに対して有利となる場合には、通貨リスクのヘッジでは、ファンドの通貨エクスポージャーを変化させるためにクロスカレンシー契約が用いられることがある。
- () かかる契約（コミットメント）は、ヘッジ対象となる関連する資産の価額を超えず、かかる取引の期間が各資産が保有される期間を超えないものとする。

通貨先物および通貨オプションは、取引所で相場付けされるか、または規制ある市場で取り扱われていなければならない。ただし、ファンドは、かかる種類の取引を専門とする格付けの高い金融機関と為替予約、オプション協定またはスワップ協定を締結することができる。

4. 特別な投資技法および手段

ルクセンブルグ投信法またはその継承法ならびに現行または将来の関連するルクセンブルグの法令、もしくは施行規則、通達および金融監督委員会の見解、とりわけ、(i) ルクセンブルグ投信法の一定の定義に関する2008年2月8日付大公国規則第11条の規定、および() 集団投資を目的とした事業が譲渡性のある証券および短期金融商品に関する一定の技法および手段を使用する場合に、かかる事業に適用されるルールに関する金融監督委員会通達08/356の規定（随時行われるかかる規制等の改正を含む。）によって許容され、かつ規定される制限の範囲を限度として、管理会社は、ファンドのために、追加の資本金もしくは収益を発生させるために、またはコストもしくはリスクを軽減するために、証券貸付取引を行い、かつ、買主または売主のいずれかとして、任意的な買戻取引および非任意的な買戻取引を行うことができる。

場合により、かかる取引に関連してファンドによって受領された担保金は、ファンドの投資目的に一致した形態で以下に掲げるものに再投資される。(a)日々の純資産価額を計算し、AAAまたはそれに相当する格付けを付された、集団投資を目的としたマネー・マーケット事業によって発行された株式または受益証券、(b)短期銀行預金、(c)上記大公国規則に定義された短期金融商品、(d)EU加盟国、スイス、カナダ、日本、米国もしくはその地方機関またはEUの超国家的機関もしくは超国家的事業でEU、地方全体もしくは世界規模の事業によって、発行または保証された短期債、(e)適切な流動性を提供する一流の発行体によって発行または保証された債権、および(f)上記金融監督委員会通達のI.C. a)に記載された規定に基づく売戻契約取引。また、ファンドは、受領された担保金を他の種類の資産に再投資する権限を有し、当該権限は規則によって随時付与される。かかる再投資は、特にレバレッジ効果を生じさせる場合には、ファンドの包括エクスポージャーを計算する際に考慮に入れられる。

5. その他

- A. 管理会社は、ファンドのために、他人に対して貸付けを行ってはならず、第三者のために保証人となってはならない。ただし、銀行預金の実行および1.(A)(1)に記載する証券または付随的な流動資産の取得は貸付けの実行とみなされない。また、管理会社がファンドのために全額払込済ではない上記の証券を取得することは妨げられない。
- B. 管理会社は、ファンドのために、その資産の一部を構成する証券に付与された引受権を行使する場合、投資制限割合を遵守する必要はない。
- C. 管理会社は、ファンドのために、ファンドの受益証券が分配される国の特定要件を遵守するために、さらなる投資制限を導入する場合がある。

管理会社が支配できない理由により、または新株等引受権の行使の結果として、上記の比率を超えた場合、管理会社は、受益者の利益に留意しつつ、かかる事態を是正するため、合理的な期間内に必要なあらゆる手段をとることを優先させる。

管理会社は、ファンドのために、(a)管理会社、(b)その関係法人、(c)管理会社もしくはその関係法人の取締役、またはそれらの主要株主（自己または他の名義（ノミニー名義を含む。）をもってするを問わず、自己の勘定でこれらの会社の発行済株式総数の10%以上の株式を保有する者をいう。）であって、本人自らまたは自己の勘定で行為する者との間で、有価証券（ファンド証券を除く。）の売買もしくは貸付けをなし、または金銭の貸与を受けてはならない。ただし、当該取引が約款に定められた諸制限を遵守し、かつ国際的に承認された証券市場または国際的に承認された金融市場における、その時々、(i)公に入手可能な相場に基づき決定された価格、または()競争価格もしくは実勢利率によって行われる場合を除く。

管理会社は、受益者を害し自己または他の第三者の利益のみを目的として行う取引のように受益者の利益の保護に反しまたはファンドの運用の適正を害することを知って、取引することはない。

管理会社は、ファンド証券が販売される各国の法令を遵守するために、受益者の利益となり、または利益に反しない投資制限を随時課することができる。

3 投資リスク

リスク要因

<訂正前>

（前 略）

ファンドへの投資は、以下に記載されるリスク(これに限定されない。)を含め、高いリスクを伴う。受益者がファンドへの投資により利益を得ることができるという保証はなく、投資資金の一部または相当部分が損失となる可能性もある。以下記載はリスクのすべてを述べたものではなく、投資希望者は、本書全体を注意深く精読し、ファンド証券購入前に専門的アドバイザーに相談することが望ましい。

（中 略）

- ショート・セリング

ショート・セリング(空売り)は、ロングポジションによる投資に比べ、より大きなリスクを伴う。株式の空売りは、株式の市場価格が限りなく値上がりするリスクがあり、これにより、ショートポジションをカバーすることができず、また、理論的には無限の損失が生じうる。

（中 略）

- 為替リスク

外国為替相場の変動により、投資資産の価値が減少することがある。ファンドの純資産価格は円貨で計算され、ファンドは主として円建て証券に投資する結果、本リスクは相当に限定的であると予想される。

（中 略）

- 実績報酬

（中 略）

実績報酬は、関連する測定期間に運用成績がマイナスである場合にも、レラティブ・クラス証券について支払われることがある。

実績報酬の計算は半期以内に実施され、その結果、一定の状況の下で、個別期間について、受益者は同一価格範囲の純資産価額の増加に対し実績報酬を複数回請求される可能性がある。

（中 略）

- 報酬体系

ファンドの投資方針および投資制限は、オープン・エンド型のその他の投資法人の投資証券または投資信託受益証券への投資の可能性を定めており、かかる投資は、サービス提供者によりファンドおよび投資ファンドの両方に手数料が課され重複して経費が発生することがある。これらの経費には、保管受託銀行に限らず、管理事務代行報酬および管理報酬ならびにその他の運営費用も含まれる。

<訂正後>

（前 略）

ファンドへの投資は、以下に記載されるリスク(これに限定されない。)を含め、高いリスクを伴う。ファンドの受益証券は、主として日本の株式市場へのエクスポージャーを追求し、かつ、地理的に集中した株式に投資するタイプの投資から生じるリスクを受け入れる投資者にとってのみ適切な投資対象である。受益者がファンドへの投資により利益を得ることができるという保証はなく、投資資金の一部または相当部分が損失となる可能性もある。以下記載はリスクのすべてを述べたものではなく、投資希望者は、本書全体を注意深く精読し、ファンド証券購入前に専門的アドバイザーに相談することが望ましい。

（中 略）

- 金融デリバティブ商品 - 総合的ショートポジション - への投資

ショートポジションをとるため、ファンドは、投資の一部に金融デリバティブ商品を用いることができる。当該投資額が増加した場合、ファンドの価額に悪影響を及ぼし、異常な市況においては、ファンドは理論的には無限の損失に直面する可能性がある。かかる異常な市況は、ある状況下においては、投資者が最小の収益もしくは収益のない状態に直面、または当該投資において損失を被る可能性があることを意味する。

（中 略）

- 為替リスク

外国為替相場の変動により、投資資産の価値が減少することがある。ファンドの純資産価格は円貨で計算され、ファンドは主として円建て証券に投資する結果、円建てクラスについては、本リスクは相当に限定的であると予想される。その他の通貨建てのクラスの純資産額は、為替レートの変動により有利または不利な影響を受ける場合があるため、かかるクラスについては、投資に関連する通常の為替リスクは増大する可能性がある。また、主として日本円以外のその他の通貨建てで保有している投資予定者は、通貨価値の変動から生じる損失リスクの可能性を考慮すべきである。

投資運用会社は、ユーロ建ておよび米ドル建てクラスの為替レートによる変動の影響を減少させるよう外国為替取引を用いることができ、当該取引はかかるクラスのためだけに行われる。当該取引が常時使用されることまたは使用された場合にその目的を達成することについての保証はない。

（中 略）

- 実績報酬

（中 略）

リテイル・クラスについては、実績報酬の計算は半期以内実施され、その結果、一定の状況の下で、個別期間について、受益者は同一価格範囲の純資産価額の増加に対し実績報酬を複数回請求される可能性がある。

（中 略）

- 報酬体系

ファンドの投資方針および投資制限は、オープン・エンド型のその他の投資法人の投資証券または投資信託受益証券への投資の可能性を定めており、かかる投資は、サービス提供者によりファンドおよび投資ファンドの両方に手数料が課され重複して経費が発生することがある。これらの経費には、保管受託銀行に限らず、管理事務代行報酬および管理報酬ならびにその他の運営費用も含まれる。

- 特別な投資技法および手段による取引に伴う一定のリスク

一般

投資制限4.に記載される技法および手段の使用は一定のリスクを伴い、かかるリスクの一部について下記の段落に記載しているが、かかる技法および手段の使用によって目的が達成されることは保証できない。

規則は、ファンドのために上記取引の一つを行う管理会社に対して、その取引相手方のエクスポージャーを低減するために十分な担保を受領することを要求するが、かかる取引相手方のエクスポージャーを完全にカバーすることまでは強制しない。そのため、ファンドには純取引相手方リスクにさらされる余地が残されることになり、投資者は、関連する取引相手方が債務不履行となった場合、結果的に損失が発生する可能性があることに留意すべきである。

任意のおよび非任意的なレポおよびリバース・レポ取引

ファンドが買主となるリバース・レポ取引およびレポ取引権付売却に関して、投資者は以下の事項について特に留意しなければならない。(A)証券の購入先である取引相手方が破産した場合、当該証券の価格決定の不正確さ、不利な市場価格の変動、かかる証券の発行体の信用格付けの悪化またはかかる証券が取引される市場の流動性を主な原因として、購入された当該証券の価額が当初支払った現金の額を下回るリスクがあること、および(B)過度な規模または期間の取引に現金を固定することおよび/または満期時に現金の回収が遅延することにより、ファンドが償還請求、証券の購入または、より一般的に、再投資に応じることを制限する可能性がある。

ファンドが売主となるレポ取引およびレポ取引権付売却に関して、投資者は以下の事項について特に留意しなければならない。(A)証券の売却先である取引相手方が破産した場合、市場において当該証券の価額が上昇したことまたはかかる証券の発行体の信用格付けが改善したことを主な原因として、取引相手方に対して売却された当該証券の価額が当初受領した現金を上回るリスクがあること、および(B)過度な規模または期間の取引に投資ポジションを固定することおよび/または満期時において売却された証券の回収が遅延することにより、ファンドが証券の売却に基づく交付義務または償還請求から生じた支払義務に応じることを制限する可能性がある。

さらに、レポおよびリバース・レポ取引も、場合により、ファンドを、任意的な金融商品または先渡デリバティブ金融商品に伴うリスクと同様のリスクにさらす。かかるリスクは、「投資リスク」の他の箇所ですらに説明されている。

証券の貸付け

証券貸付取引に関連して、投資者は以下の事項について特に留意しなければならない。（Ａ）ファンドによって貸付けられた証券の借主がかかる証券を返還しなかった場合、価格決定の不正確さ、不利な市場動向、受領した担保の発行体の信用格付けの悪化、または当該担保が取引される市場の流動性を主な原因として、受領した担保の実現価額が当該貸付証券の価額を下回るリスクがあること、および（Ｂ）当該貸付証券の返還が遅延することにより、ファンドが証券の売却に基づく交付義務および、場合によっては、最終的に、償還請求から生じた支払義務に応じることを制限する可能性がある。

現金の再投資

担保金の再投資の場合、担保金が再投資される資産が、ファンドの直接投資に関連する「投資リスク」の他の箇所ですらに説明されているリスクと同一のリスクに服するため、かかる再投資から得られる額は、返還される担保の額を下回る可能性があり、そのため、かかる再投資により、対応するリスクを伴うレバレッジならびに損失およびボラティリティのリスクが発生する。

リスクに対する管理体制

< 訂正前 >

投資運用会社は、本書に規定される投資方針および投資制限にしたがって、ファンドのリスク管理について責任を負う。投資運用会社は、リスク管理を遂行するために、量的および質的な両方の手法を用いる。

< 訂正後 >

管理会社は、ファンドのために、いつでもリスクについての見解およびファンドのリスク要因全般についての助言を監視ならびに評価することができるリスク管理プロセスを採用する。ファンドのために管理会社は、適用ある場合、店頭取引される金融デリバティブ商品の評価について正確かつ独立した評価手続を採用する。

受益者の請求により、管理会社は、ファンドのリスク管理、目的達成のために選択された手法、商品の主要なカテゴリーのリスクおよび利回りの直近の展開に適用される量的な制限に関する補足情報を提供する。

4 手数料等及び税金

(1) 申込手数料

海外における申込手数料

< 訂正前 >

海外においては、ファンド証券が販売される国の法令や実務慣行で許容される上限の販売手数料が課せられる。

< 訂正後 >

海外においては、1口当りの純資産価格の3.15%およびファンド証券が販売される国の法令や実務慣行で許容される上限を超過しない販売手数料が課せられる。

(4) 管理報酬等

(a) 管理会社および投資運用会社の報酬

< 訂正前 >

管理会社および投資運用会社は、リテイル証券について、ファンド資産から、月末毎に当該月中のリテイル証券に帰属するファンド資産の日々の平均純資産総額の年率0.75%（ファンドの純資産150億円以下について）および0.70%（ファンドの純資産150億円超の部分について）の投資運用報酬を受領する（後払い）。

リストリクティッド・クラス証券については投資運用報酬は課されない。

投資運用会社は、ファンドの超過収益の15%相当の実績報酬を受領する権利を有する。実績報酬は、半年毎に計算し、各半年の期間終了後45日以内に支払われる。実績報酬は、以下のとおり計算される。

（後 略）

< 訂正後 >

管理会社および投資運用会社は、リテイル証券について、ファンド資産から、月末毎に当該月中のリテイル証券に帰属するファンド資産の日々の平均純資産総額の年率0.75%（ファンドの純資産150億円以下について）および0.70%（ファンドの純資産150億円超の部分について）の管理報酬を受領する（後払い）。管理会社および投資運用会社は、インスティテューショナル証券およびインターナショナル証券について、ファンド資産から、月末毎に当該月中の当該クラス証券に帰属するファンド資産の日々の平均純資産総額の年率1.5%の投資運用報酬を受領する。

管理会社は、上記管理報酬から、投資運用会社または管理会社が職務を委託またはファンドの運用に関し、管理会社が援助もしくは助言を求めたその他の第三者（保管受託銀行ならびに管理事務、登録事務、名義書換事務および支払事務代行会社を除く。）に対する報酬および費用を支払うものとする。

リストリクティッド証券については投資運用報酬は課されない。

(注) インスティテューショナル証券、インターナショナル証券およびリストリクティッド証券は、日本においては発行されない。

投資運用会社はまた、リテイル・クラスについて、ファンドの超過収益の15%相当の実績報酬を受領する権利を有する。実績報酬は、半年毎に計算し、各半年期間終了後45日以内に支払われる。実績報酬は、以下のとおり計算される。

（後 略）

(b) 代行協会員報酬

<訂正前>

代行協会員は、管理会社から、毎月毎に当該月の各クラスの受益証券に適用されるファンド資産の日々の平均純資産総額の年率0.75%(ファンドの純資産150億円以下について)および0.80%(ファンドの純資産150億円超の部分について)の報酬を受領する(後払い)。また、ファンドは、代行協会員が負担した合理的な額の実費を支払う。

(後略)

<訂正後>

代行協会員は、リテイル・クラスについて、管理会社から、毎月毎に当該月の各クラスの受益証券に適用されるファンド資産の日々の平均純資産総額の年率0.75%(ファンドの純資産150億円以下について)および0.80%(ファンドの純資産150億円超の部分について)の報酬を受領する(後払い)。また、ファンドは、代行協会員が負担した合理的な額の実費を支払う。

インスティテューショナル証券、インターナショナル証券およびリストラクティッド証券については、日本における代行協会員は、報酬を受領する権利を有しない。

(後略)

(c) 中央管理報酬および保管報酬

<訂正前>

保管受託銀行は、ルクセンブルグにおける通常の慣行に従いファンド資産から、四半期毎にファンドの純資産の年率0.3%以内の保管報酬(最低額25,000ユーロ)を受領する。

(後略)

<訂正後>

保管受託銀行は、ルクセンブルグにおける通常の慣行に従いファンド資産から、四半期毎にファンドの平均純資産総額の年率0.3%以内の保管報酬(最低額25,000ユーロ)を受領する。

(後略)

(6) 課税上の取扱い

<訂正前>

ファンドの受益証券の募集は、金融商品取引法第2条第3項1号の「有価証券の募集」に該当する。

(中略)

なお、税制等の変更により上記 ないし 記載の取扱いは変更されることがある。

<訂正後>

(a) 日本

ファンドの受益証券の募集は、金融商品取引法第2条第3項1号の「有価証券の募集」に該当する。

(中略)

なお、税制等の変更により上記 ないし 記載の取扱いは変更されることがある。

(b) ルクセンブルグ

ファンド

ルクセンブルグの現行法令のもとでは、ファンドは、ルクセンブルグの所得税またはファンドにより支払われる分配金に対するルクセンブルグの源泉徴収税も課されない。

しかしながら、ファンドは、クラス証券の純資産総額の年率0.05%（2010年法第174条に規定される機関投資者に販売されるクラス証券については、税率は年率0.01%）の税金（以下「年次税」という。）を四半期毎に支払う義務を負う。

「年次税」は、それ自身が当該課税の対象となっているルクセンブルグの投資信託に投資される資産（もしあれば）に関しては適用されない。設立時に一度だけ支払われる1,250ユーロの税金を除いて、ファンドの受益証券の発行についてルクセンブルグにおいて、印紙税またはその他の税金は課されない。

ファンド資産の実現または未実現キャピタル剰余金について、ルクセンブルグにおいて税金は課されない。ファンドの実現キャピタルゲインは短期または長期にかかわらず、その他の国において課税対象となることが予測されずとも、受益者は、かかる課税の可能性について、かなり稀ではあるが、完全に除外されるわけではないと、承知し、認識しておかなくてはならない。ファンドの投資有価証券の一部および一定の国々における現金預金利息からのファンドの通常の収益は、変動利率による源泉課税を課され、通常回収することができない可能性がある。

受益者

投資者は、その市民権のある国、居住国または所在地とする国の法律に基づき、ファンドの受益証券の購入、保有、譲渡または売却時の課税の可能性またはその他の重要性について、自らの専門アドバイザーに相談すべきである。

ルクセンブルグの現行法に基づき、貯蓄課税指令（下記に定義する。）の実施法により規定される場合を除き、受益者は、キャピタル・ゲイン税、所得税、源泉課税またはその他の税をルクセンブルグにおいて課されない（ルクセンブルグに居住し、住所を定め、または恒久的施設を有する受益者を除く。）。

2005年6月21日に議会において可決された法律（以下「2005年法」という。）は、ルクセンブルグ法として、利息の支払方法における貯蓄収益税EC通達No.2003/48/EC（以下「貯蓄課税指令」という。）を実施した。

ファンドにより分配される分配金（もしあれば）は、ファンドの資産の15%以上が債務権（2005年法に定義される。）に投資された場合、貯蓄課税指令にしたがって課税される。受益証券の処理において受益者が現金化する手取り金は、ファンドの資産の25%（2011年1月1日から）以上が債務権（2005年法に定義される。）に投資された場合、貯蓄課税指令にしたがって課税される。

2005法に基づき、ルクセンブルグに設立された支払代理人によって定義されまたは2005法で定められた個人もしくは一定の残余事業体（支払代理人により実行された本人確認手続の結果、ルクセンブルグ以外のEU加盟国、スイス連邦、カリブ海の属領または連合地域、チャンネル諸島、マン島、モナコ公国、リヒテンシュタイン公国、アンドラ公国およびサンマリノ共和国の居住者であると確認または擬制された者。）に対してもしくはその直接的な利益のために行われる利息または同様の収益の支払いは、源泉徴収税の対象となる。ただし、関連する受益権者が、ルクセンブルグにおける関連する支払代理人に対して、関連する利息または同様の収益の支払の詳細をその居住国またはみなし居住国の金融当局に対して提供する旨の適切な指示を行っている場合、または、関連する支払代理人に対して、自国の金融当局による納税証明書を2005法によって要求される方式で提供している場合はこの限りではない。

2005年法にしたがって、適用される源泉課税は20%であるが、2011年7月1日からは35%となる。

管理会社はファンドのため、投資予定者により提供された情報が2005年法により必要とされる基準に合致しない場合、受益証券の申込を拒否する権利を留保する。

上記は、貯蓄課税指令および2005年法の施行の概要であり、その現行の説明に基づいて記載しているが、すべての事項を完全には記載していない。投資または税務についての助言ではなく、投資者は、貯蓄課税指令および2005年法の自己への影響について自らの財務または税務アドバイザーに助言を求めるべきである。

5 運用状況

(2) 投資資産

「(2) 投資資産」については、以下の内容に更新されます。

投資有価証券の主要銘柄

投資有価証券の主要銘柄(上位30銘柄)

(平成23年1月末日現在)

順位	銘柄	国名	業種	株数 (株)	日本円				投資 比率 (%)
					取得価額		時価		
					単価	金額	単価	金額	
1	KDDI	日本	通信	270	516,266	139,391,802	461,000	124,470,000	3.89
2	伊藤忠商事	日本	その他商業	120,000	578	69,364,020	892	107,040,000	3.35
3	東日本旅客鉄道	日本	運輸	19,700	5,015	98,795,062	5,420	106,774,000	3.34
4	みずほフィナンシャルグループ	日本	銀行・金融機関	620,000	200	124,138,864	158	97,960,000	3.06
5	DIC	日本	化学	480,000	142	68,093,588	183	87,840,000	2.75
6	オリックス	日本	銀行・金融機関	10,000	4,252	42,523,710	8,100	81,000,000	2.53
7	丸紅	日本	その他商業	130,000	509	66,149,202	617	80,210,000	2.51
8	島忠	日本	小売り	41,000	2,019	82,774,695	1,845	75,645,000	2.37
9	トヨタ自動車	日本	輸送用機器	21,000	2,918	61,270,681	3,400	71,400,000	2.23
10	東京製鐵	日本	鉄鋼	80,000	914	73,083,789	873	69,840,000	2.18
11	西松建設	日本	建設	550,000	95	52,427,396	108	59,400,000	1.86
12	山田ビジネスコンサルティング	日本	金融・投資	957	38,918	37,244,312	60,500	57,898,500	1.81
13	長谷工コーポレーション	日本	建設	750,000	87	65,353,974	76	57,000,000	1.78
14	タカラレーベン	日本	不動産	80,000	374	29,894,216	688	55,040,000	1.72
15	リロ・ホールディング	日本	不動産	34,200	889	30,420,750	1,500	51,300,000	1.60
16	イー・アクセス	日本	インターネット通信	1,000	67,686	67,686,001	49,700	49,700,000	1.55
17	トライステージ	日本	その他サービス	40,000	946	37,851,331	1,223	48,920,000	1.53
18	住友商事	日本	その他商業	40,000	1,041	41,657,246	1,181	47,240,000	1.48
19	豊田通商	日本	その他商業	32,000	1,244	39,797,049	1,443	46,176,000	1.44
20	トーセイ	日本	不動産	1,100	56,412	62,053,502	39,850	43,835,000	1.37
21	トランコム	日本	運輸	27,500	1,160	31,892,190	1,565	43,037,500	1.35
22	山久	日本	運輸	110,000	356	39,109,487	362	39,820,000	1.25
23	ヴィレッジヴァンガードコーポレーション	日本	サービス	110	247,932	27,272,557	350,500	38,555,000	1.21
24	ハマキョウレックス	日本	運輸	14,900	2,082	31,025,355	2,510	37,399,000	1.17
25	三井住友フィナンシャルグループ	日本	銀行・金融機関	13,000	3,649	47,436,907	2,792	36,296,000	1.14
26	協和エクシオ	日本	建設	45,000	733	32,966,800	804	36,180,000	1.13
27	サンヨーハウジング名古屋	日本	不動産	421	80,894	34,056,217	85,200	35,869,200	1.12
28	三井化学	日本	価額	110,000	299	32,904,802	294	32,340,000	1.01
29	ナフコ	日本	小売り	22,300	1,267	28,261,663	1,419	31,643,700	0.99
30	第一興商	日本	その他サービス	21,000	921	19,351,035	1,500	31,500,000	0.99

投資不動産物件

該当事項なし(平成23年1月末日現在)。

その他投資資産の主要なもの

該当事項なし(平成23年1月末日現在)。

(4) 販売及び買戻しの実績

訂正前

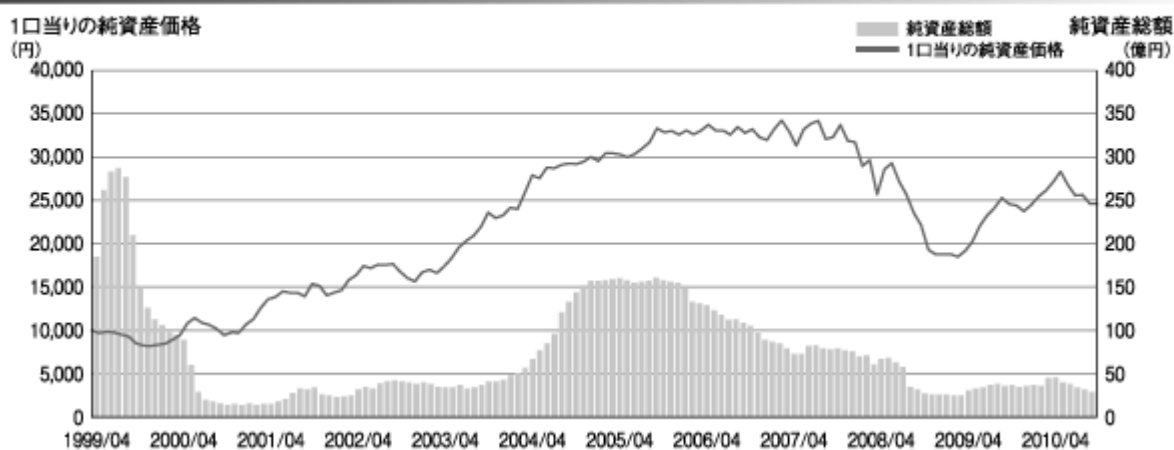
- 前略 -

< 参考情報 >

- 中略 -

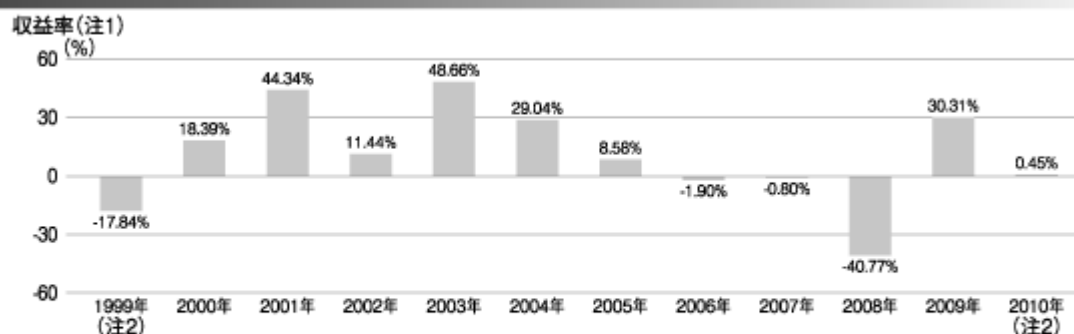
純資産総額および1口当りの純資産価格の推移

(1999年4月28日から2010年9月末日まで)



(注) 純資産総額は、アーカス・ジャパン・ロング/ショート・ファンドの全てのクラスの純資産額の総額である。

年間収益率の推移

(注1) 収益率(%) = $100 \times (a - b) / b$

a = 上記各暦年末のリテイル・クラスの1口当り純資産価格(但し、2010年における「a」は2010年9月末日の1口当り純資産価格)

b = 当該各暦年の直前の各暦年末のリテイル・クラスの1口当り純資産価格(但し、1999年における「b」は当初発行価格(10,000円))

(注2) 1999年については、当初設定日(1999年4月28日)から年末まで、2010年については年初から9月末日までの騰落率である。

※なお、ファンドは、運用開始後2010年9月末日まで、分配の実績はない。

※ファンドにはベンチマークは設定されていない。

- 後略 -

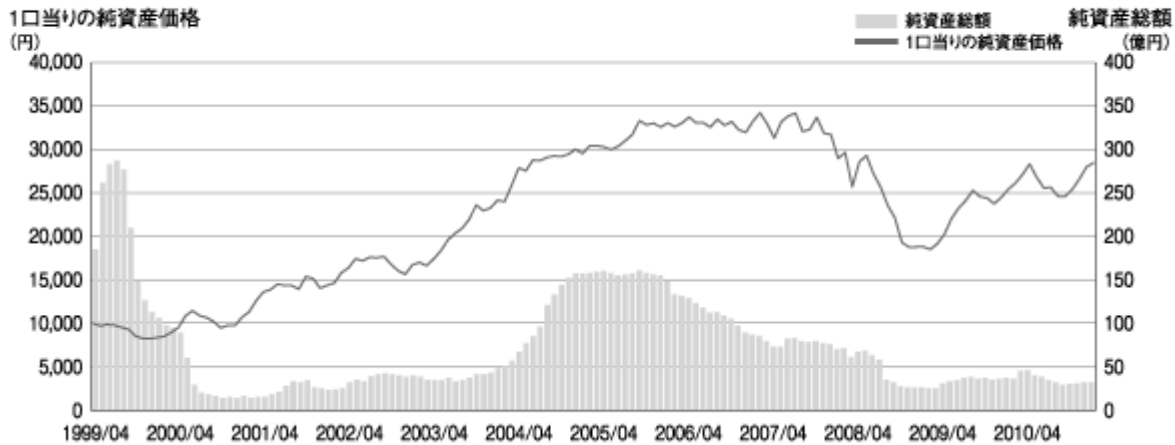
訂正後

- 前略 -

< 参考情報 >

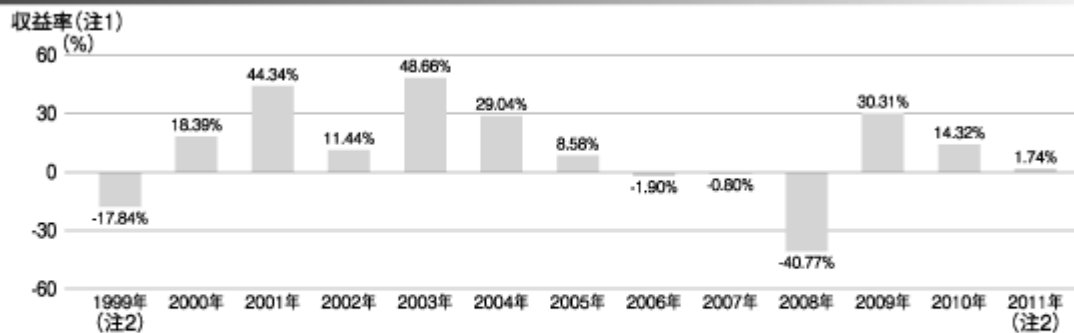
- 中略 -

純資産総額および1口当りの純資産価格の推移 (1999年4月28日から2011年1月末日まで)



(注) 純資産総額は、アーカス・ジャパン・ロング/ショート・ファンドの全てのクラスの純資産額の総額である。

年間収益率の推移



(注1) 収益率 (%) = $100 \times (a - b) / b$
 a = 上記各暦年末のリテイル・クラスの1口当り純資産価格 (但し、2011年における「a」は2011年1月末日の1口当り純資産価格)
 b = 当該各暦年の直前の各暦年末のリテイル・クラスの1口当り純資産価格 (但し、1999年における「b」は当初発行価格 (10,000円))

(注2) 1999年については、当初設定日 (1999年4月28日) から年末まで、2011年については年初から1月末日までの騰落率である。

※なお、ファンドは、運用開始後2011年1月末日まで、分配の実績はない。

※ファンドにはベンチマークは設定されていない。

- 後略 -

第2 管理及び運営

1 申込（販売）手続等

(1) 海外における販売手続等

<訂正前>

関連するクラスのファンド証券1口当りの発行価格は、管理会社により買付申込みが受領された評価日の翌評価日に決定される1口当りの純資産価格である。販売手数料はファンド証券が販売される国の法令や実務慣行で許容される上限を超過してはならない。

（中略）

評価日のルクセンブルグ時間正午までに受領された受益証券の申込みは、当該評価日の翌評価日に処理され、正午以降に受領された買付注文は、翌評価日に受諾されたものとみなされ、翌々評価日に処理される。

買付代金の支払は、保管受託銀行の指図人に対する電信送金により、申込みが受領された日から起算し5評価日以内に円で行う。

ファンド証券は、買付代金が保管受託銀行によって上記の期間内に受領された場合に、管理会社によって発行される。

（中略）

受益者は、固有の特徴により異なるリテイル証券またはリストラクティッド証券のいずれかに申込みを選択しなければならない。

リテイル証券は、あらゆる投資者に販売される。リストラクティッド証券は、投資予定者によるリストラクティッド証券の申込みを許可または拒絶する完全な裁量を有する管理会社取締役会の事前の承認を条件として、申込時にアーカス・グループの従業員またはその他の者および/もしくは法人である投資者に対しのみ販売され、他の全ての投資者に販売されない。

（中略）

受益者が券面の受領を選択しない限り、受益権の確認書のみが送付される。確認書および(発行される場合)券面は、保管受託銀行が買付代金を受領した場合、管理会社または、その代理人により交付される。ファンドのすべての受益証券は記名式でのみ発行される。

受益証券は、ルクセンブルグ、ニューヨーク、ロンドンおよび東京における銀行営業日(「評価日」)に発行されるが、管理会社は後述の記載に従いその裁量で、一時的に発行を停止する権利を有する。

（中略）

EU地域内において公衆に対しては受益証券の販売活動は行われない。

さらに管理会社は、

) 管理会社がファンドの保護のため必要であると判断した場合、受益証券の申込みをその裁量において拒否することができ、また

) ファンド証券の購入または保有を禁止された受益者が保有するファンド証券をいつでも買戻すことができる。

ファンド証券または確認書は、買付代金の支払日後、ルクセンブルグにおける7銀行営業日以内に、管理会社または保管受託銀行の事務所において、申込者またはその取引銀行に交付される。

管理会社は、受益証券を分割または統合することができる。

<訂正後>

関連するクラスのファンド証券1口当りの発行価格は、管理事務代行会社を通じて管理会社により買付申込みが受領された評価日の翌評価日に決定される1口当りの純資産価格である。販売手数料は、1口当りの純資産価格の3.15%およびファンド証券が販売される国の法令や実務慣行で許容される上限を超過してはならない。

（中略）

評価日のルクセンブルグ時間正午までに受領された受益証券の申込みは、当該評価日の翌評価日に処理され、管理事務代行会社により正午以降に受領された買付注文は、翌評価日に受諾されたものとみなされ、翌々評価日に処理される。

買付代金の支払は、保管受託銀行の指図人に対する電信送金により、申込みが受領された日から起算し5評価日以内に円または該当クラスの通貨で行う。

ファンド証券は、買付代金が保管受託銀行によって上記の期間内に受領された場合に、管理事務代行会社を通じて管理会社によって発行される。

（中略）

受益者は、固有の特徴により異なるリテイル証券、インスティテューショナル証券、インターナショナル証券またはリストラクティッド証券のいずれかに申込みを選択しなければならない。

リテイル証券は、あらゆる投資者に販売される。インスティテューショナル証券は、2010年法第174条に定義される「機関投資家」に対してのみにだけ募集される。

インターナショナル証券は、50,000ユーロまたはその他の通貨建ての相当額を最低申込額として、非機関投資家に対して募集される。かかる最低申込額は管理会社取締役会の裁量により放棄することができる。

リストラクティッド証券は、投資予定者によるリストラクティッド証券の申込みを許可または拒絶する完全な裁量を有する管理会社取締役会の事前の承認を条件として、申込時にアーカス・グループの従業員またはその他の者および/もしくは法人である投資者に対しのみ販売され、他の全ての投資者に販売されない。

（中略）

受益者が券面の受領を選択しない限り、受益権の確認書のみが送付される。確認書および(発行される場合)券面は、保管受託銀行が買付代金を受領した場合、管理会社または、その代理人により交付される。

ファンドのすべての受益証券は記名式でのみ発行される。管理会社は、受益者名簿をその登録上の事務所に保管する責任を有する。

受益証券は、ルクセンブルグ、ロンドンおよび東京における銀行営業日(「評価日」)に発行されるが、管理会社は後述の記載に従いその裁量で、一時的に発行を停止する権利を有する。

（中略）

さらに管理会社は、

）管理会社がファンドの保護のため必要であると判断した場合、受益証券の申込みをその裁量において拒否することができ、

）ファンド証券の購入または保有を禁止された受益者が保有するファンド証券をいつでも買戻すことができ、また

）あるクラス証券の発行を中止することができる。

ファンド証券または確認書は、買付代金の支払日後、ルクセンブルグにおける7銀行営業日以内に、管理会社または保管受託銀行の事務所において、申込者またはその取引銀行に交付される。

管理会社は、受益証券を分割または統合することができる。

マーケット・タイミングの防止

ファンドの価格の非効率性を利用することを意図する受益証券の常習的な購入および買戻し - 「マーケット・タイミング」 - は、組入証券の投資戦略を妨害し、ファンドの費用を増大させ、ファンドの長期保有受益者の利益に重大な影響を与える。かかる常習防止のため、管理会社は、合理的な疑いの余地がない場合、およびマーケット・タイミングに関する投資であると思われる時はいつでも、ファンドの過度の購入および買戻し取引が確認された投資者による申込または転換の注文を停止し、無効とし、取消すことができる。

管理会社は、すべての投資者に対する公正な取扱いを保護するため、() ファンドの資産にマーケット・タイミング行為が進行中であることが的確に査定され、() マーケット・タイミングによるファンドへのリスクを最小化するための十分な手続きおよび監視の実行することを確保するため必要な手段をとる。

マネー・ロンダリングおよびテロ資金調達撲滅

国際法およびルクセンブルグの法令(2004年11月12日付マネー・ロンダリングおよびテロ資金調達の撲滅に関する法律によるが、それに限定されない。)ならびに監督官庁の通達にしたがって、マネー・ロンダリングおよびテロ資金調達の目的で投資信託を用いることを防止するため、財務部門のすべての専門家に責任が課せられている。かかる規定の結果、集団投資を目的としたルクセンブルグにおける事業の登録事務代行会社は、申込者の身元確認を行わなければならない。管理事務代行会社は、申込者に対して、容認できる身元証明の提出を要求する場合があります。法的主体である申込者に対しては、商業登記機関による抄本もしくは定款またはその他の公的文書の提出を要求する場合があります。いずれの場合においても、管理事務代行会社は、該当する法律上および規制上の要件に遵守するために、いつでも追加の文書を要求することができる。

かかる情報は、コンプライアンス上の理由に限り収集されるものであり、権限を有しない者に対しては開示しないものとする。

申込者が、要求された文書の提出を遅延した場合またはかかる文書を提出しなかった場合、申込(または、適宜、償還)申請書は受諾されない。管理会社および管理事務代行会社は、いずれも、申請者が文書を提出しなかったことまたは不完全な文書しか提出しなかったことにより、取引の処理が遅延した場合またはかかる取引が処理されなかった場合、一切の責任を負わない。

受益者は、関連する法令に基づく現在の顧客デュー・ディリジェンス要件に基づき、随時、追加または更新済の身元確認書類の提出を要求されることがある。

(2) 日本における販売手続等

<訂正前>

日本においては、有価証券届出書第一部 証券情報、(7)申込期間に記載される期間中の評価日に、同書第一部 証券情報に従ってファンド証券の募集が行われる。購入の申込みは、午後3時(日本時間)までに販売取扱会社に対して行わなければならない。ただし、評価日の翌営業日が、ルクセンブルグ、ニューヨークまたはロンドンの銀行営業日でない場合は、申込みの取扱いが行われない。

(後 略)

<訂正前>

日本においては、有価証券届出書第一部 証券情報、(7)申込期間に記載される期間中の評価日に、同書第一部 証券情報に従ってファンド証券の募集が行われる。購入の申込みは、午後3時(日本時間)までに販売取扱会社に対して行わなければならない。ただし、評価日の翌営業日が、ルクセンブルグまたはロンドンの銀行営業日でない場合は、申込みの取扱いが行われない。

(後 略)

2 買戻し手続等

(1) 海外における買戻し手続等

<訂正前>

受益者は、評価日にいつでも買戻しを請求することができる。

リストリクティッド証券の買戻し請求は、30暦日前の事前の通知を条件とする。管理会社によって通知が実際に受領された日から30暦日後に当該買戻し請求が受領されたとみなされる。

買戻し請求は、管理会社に対して書面で行う。

ファンド証券の買戻しは、1口単位によってのみ受諾される。

ファンド証券1口当り買戻し価格(買戻し手数料控除前)は、管理会社がルクセンブルグ時間正午までに買戻し請求を受領した場合、当該請求を受領した評価日の翌評価日の該当クラス証券の1口当り純資産価格である。正午以降に受領された買戻し請求は、翌評価日に受諾されたものとみなされ、翌々評価日の価格による。買戻し手数料はない。

(中 略)

買戻し代金の支払は、買戻し請求が受諾(券面が発行されている場合、ファンド証券の券面の受領を含む。)された日から起算して5評価日までに保管受託銀行またはその指図人により円貨で行われる。

(中 略)

管理会社の取締役会は、強制買戻しの理由および買戻しの手続きを記載した書面による通知を、当該受益証券の保有者に対し、強制買戻しの効力発生日前に送付するものとする。受益者の利益または受益者間の平等な取扱いを維持するため、別途決定されない限り、投資対象の実際の換価価格および換価費用を斟酌して、該当クラスの受益者は、強制買戻し効力発生日前に受益証券の買戻しを引き続き請求することができる。

<訂正後>

受益者は、評価日にいつでも買戻しを請求することができる。

買戻し請求は、管理事務代行会社を通じて管理会社に対して書面で行う。

ファンド証券の買戻しは、1口単位によってのみ受諾される。

ファンド証券1口当り買戻し価格（買戻し手数料控除前）は、管理事務代行会社が、管理会社のために、ルクセンブルグ時間正午までに買戻し請求を受領した場合、当該請求を受領した評価日の翌評価日の該当クラス証券の1口当り純資産価格である。正午以降に受領された買戻し請求は、受益証券の受領を条件として（発行されている場合）、翌評価日に受諾されたものとみなされ、翌々評価日の価格による。買戻し手数料はない。

（中略）

買戻し代金（買戻し手数料控除後（ある場合））の支払は、買戻し請求が受諾（券面が発行されている場合、ファンド証券の券面の受領を含む。）された日から起算して最大5評価日までに保管受託銀行またはその指図人により該当クラスの通貨で行われる。

（中略）

管理会社の取締役会は、強制買戻しの理由および買戻しの手続きを記載した書面による通知を、当該受益証券の保有者に対し、強制買戻しの効力発生日前に送付するものとする。受益者の利益または受益者間の平等な取扱いを維持するため、別途決定されない限り、投資対象の実際の換価価格および換価費用を斟酌して、該当クラスの受益者は、強制買戻し効力発生日前に受益証券の買戻しを引き続き請求することができる。

買戻し代金の支払いにより、対応する受益証券は償却される。

米国人または非機関投資家（適用ある場合）などのファンドの受益証券の保有について禁止された者が、単独またはその他の者と合同で、直接的または間接的に受益証券の実質所有者もしくは登録所有者となることを管理会社が検知した場合、管理会社はその裁量により、責任を負うことなく、買戻しの通知後、受益証券を強制的に買戻すことができ、買戻後、ファンドの受益証券の保有を禁止された者は受益証券の保有者でなくなる。管理会社は、受益証券の所有者がファンドの受益証券の保有を禁止された者に該当するか否か、または該当するであろうか否かについて決定する目的のため必要とみなされる情報の提供を、管理事務代行会社を通じて受益者に対し要求することができる。

管理会社は、また、以下の受益者について、全受益証券を強制的に買戻す権限を有する。

1. 目論見書および/または約款に反し、受益証券の一部を譲渡した受益者または譲渡しようとした受益者。
2. 受益証券の取得に関し受益者によりなされた表明もしくは保証が真正ではなかった受益者または真正ではなくなってしまった受益者、またはその他の管理会社との契約不履行を行った受益者、または
3. 管理会社が、かかる強制買戻しが、重大な法的、金銭的、税務上、経済的、専有、管理上またはその他、管理会社の不利益となることを回避するものであると、その絶対裁量により判断したその他の状況にある受益者。

(2) 日本における買戻し手続等

<訂正前>

日本における受益者は、評価日でありかつ日本の金融商品取引業者の営業日に販売取扱会社を通じ、管理会社に対して買戻しを講求することができる。ただし、評価日の翌営業日が、ルクセンブルグ、ニューヨークまたはロンドンの銀行営業日でない場合は、申込みの取扱いが行われない。買戻請求には、手数料は課されない。

(後 略)

<訂正後>

日本における受益者は、評価日でありかつ日本の金融商品取引業者の営業日に販売取扱会社を通じ、管理会社に対して買戻しを講求することができる。ただし、評価日の翌営業日が、ルクセンブルグまたはロンドンの銀行営業日でない場合は、申込みの取扱いが行われない。買戻請求には、手数料は課されない。

(後 略)

3 転換手続等

(1) 海外における転換手続等

<訂正前>

(前 略)

転換請求には、受益者の氏名および口座番号ならびに希望する転換先のクラスとともに転換するクラスおよび受益証券口数を記載しなければならない。

(後 略)

<訂正前>

(前 略)

転換請求は、管理事務代行会社を通じて管理会社に対して行う。また、転換請求には、受益者の氏名および口座番号ならびに希望する転換先のクラスとともに転換するクラスおよび受益証券口数を記載しなければならない。

(後 略)

4 資産管理等の概要

(1) 資産の評価

純資産価格の計算

<訂正前>

各クラスの受益証券1口当り純資産価格(「純資産価格」)、発行価格および買戻価格は、ルクセンブルグ、ニューヨーク、ロンドンおよび東京の銀行営業日(「評価日」)毎に円より決定される。各クラスの受益証券1口当り純資産価格は、各評価日に管理事務代行会社によりファンドの各クラスの純資産総額を各クラスに帰属する発行済口数で除して計算される。

(中 略)

ファンドの資産は、以下を含むものとみなされる。

(中 略)

- (c) ファンドのために所有または購入契約済みのすべての債券、確定日払約束手形、株式、ディベンチャー・ストック、新株引受権、ワラント、オプション、先物契約およびその他の投資資産および証券。

(中略)

ファンドの負債は、以下のものを含むものとみなされる。

(中略)

- e) ファンドの受益証券により表象される負債を除くあらゆる種類、性質のファンドその他一切の負債、かかる負債額を決定する際、管理事務代行会社は、1年またはその他の期間についての定期的または経常的に発生する管理費およびその他の費用を予め計算し、当該期間にその均等分割金額を計上することができる。

(中略)

上記資産の価格は、以下の方法によって決定される。

(中略)

(d) 現金資産は、額面価額と経過利息により評価される。

(e) スワップは裏付けとなる証券の入手可能な直近の終値に基づく公正な価格で評価される。

(f) 円以外の通貨により表示された価格は、評価時のルクセンブルグの実勢為替レートで円に換算される。

(g) 取引所またはその他の規制された市場で取引されないオプション取引の清算額とは、異なる様々な契約に一貫して適用される基準により取締役会が定めた方針に基づき決定される純清算額を意味する。取引所またはその他の規制された市場で取引される先物、先渡し予約またはオプション契約の清算額は、特定の先物、先渡し予約またはオプション契約がファンドにより取引される取引所および規制された市場における当該契約の入手可能な直近の終値または決済価格に基づくものとする。ただし、先物、先渡し予約またはオプション契約が、純資産額の決定日に清算され得ない場合、当該契約の清算額の決定根拠は、取締役会が公正かつ合理的であるとみなす価額とする。

取締役会は、当該評価がファンド資産の適正価額をより一層反映すると考える場合には、取締役会の裁量により、他の評価方法の利用を認めることができる。

異常な事態により評価が実行不可能または不適切になった場合には、管理事務代行会社は、管理会社の承認を得てファンド資産の公正な評価のため、他の評価方法を用いて慎重かつ誠実に評価を行う権限を付与されている。

<訂正後>

各クラスのファンドの受益証券1口当り純資産価格（「純資産価格」）、発行価格および買戻価格は、評価日毎に該当クラスの通貨により決定される。各クラスのファンドの受益証券1口当り純資産価格は、各評価日に管理事務代行会社によりファンドの各クラス証券に帰属する純資産総額を各クラスの発行済口数で除して計算される。

（中略）

ファンド証券1口当り純資産価格は、ファンドのため、管理会社が決定する該当通貨の最小単位に四捨五入することができる。1口当り純資産価格の決定時に、ファンドの投資先の大部分の取引が行われているか、相場付けされる市場相場に重大な変更があった場合、管理会社はファンドのため、受益者およびファンドの利益を保護するため、該当評価日に受領したすべての申込みに対し、第一評価を取消し、第二評価を実施することができる。

ファンドの資産は、以下を含むものとみなされる。

（中略）

(c) ファンドのために所有または購入契約締結済みのすべての債券、確定日払約束手形、株式、ディベチャー・ストック、投資信託受益証券/投資信託投資証券、新株引受権、ワラント、オプション、先物契約およびその他の投資資産および証券。

（中略）

ファンドの負債は、以下のものを含むものとみなされる。

（中略）

e) ファンドの受益証券により表象される負債を除くあらゆる種類、性質、実際のまたは偶発的なファンドその他一切の負債。かかる負債額を決定する際、管理会社は、設立費、管理会社、投資顧問会社または投資運用会社に支払われる報酬、サービス提供会社および役員、会計法人、保管銀行およびその取引銀行、所在地事務、登録事務および名義書換事務代行会社または支払代行会社および登録地における恒久的代理人に支払われる報酬ならびに費用（実費を含むがそれらに限定されない。）、証券取引所もしくはその他の規制ある市場における受益証券の上場に関し、または相場獲得のため負担される手数料および費用、ルクセンブルグおよびルクセンブルグ国外における法律および税務顧問に対する報酬、ファンドの登録、目論見書、約款、通知、格付機関、販売資料、届出書、または半期報告書および年次報告書の作成、翻訳、交付および印刷費用を含む、印刷、報告および公告費用、税務手数料または政府関係費用、受益証券の販売会社に支払われる受益者サービス費用および販売報酬、通貨換算手数料ならびに資産の購入および売却費用、利息、銀行手数料、売買委託手数料、郵送料、電話代およびテレックス代を含むファンドが支払うべき一切の費用を計上する。管理事務代行会社は、1年またはその他の期間についての定期的または経常的に発生する管理費およびその他の費用を予め計算し、当該期間にその均等分割金額を計上することができる。

（中略）

上記資産の価格は、以下の方法によって決定される。

（中略）

(d) UCITSまたはその他のUCIへの投資は、その最新の公式純資産額にて、または関連する管理事務代行会社によって提供されたその最新の非公式な純資産額(すなわち、一般に、ターゲット・ファンドの株式の申込および償還の目的で使用されないもの。)がその最新の公式な純資産額よりも新しく、かつ、管理事務代行会社が関連する管理事務代行会社によって使用されたかかる非公式な純資産額の評価方法が公式の評価方法よりも整合性を有することを十分に保証する場合には、その最新の非公式純資産額にて評価される。

かかるUCITSおよび/またはその他のUCIの株式または受益証券の純資産額について重大な変動を発生させ得た事由が、最新の公式な純資産額が計算された日以来発生した場合、かかる株式または受益証券の価額は、かかる価額変動を反映する目的で、管理会社の合理的な意見において、調整される。

(e) 手持現金または預金、手形および要求払約束手形および未収金、前払金、現金配当および未収利息の価額は、その全額を以って評価する。ただし、いずれの場合においても、全額の支払または受領が行われそうになく、かかる場合にその真正な価値を反映するため適切とみなされた割引を行った後にその評価が行われる場合についてはこの限りではない。

(f) スワップは、原証券の直近終値に基づいて公正価値で評価される。

(g) ファンドによって保有されている残存満期が90日以下の非上場短期金融商品は、償却原価法で評価され、市場価格に近い。

(h) ファンドの表示通貨以外の通貨により表示された価格は、評価時のルクセンブルグの実勢為替レートでファンドの表示通貨に換算される。

(i) 取引所またはその他の規制ある市場で取引されていないオプション契約の清算価値とは、取締役会によって定められた方針に基づいて、様々な異なる種類の契約に一貫して適用される基準によって決定されるその純清算価値のことをいう。取引所またはその他の規制ある市場で取引されている先物、先渡またはオプション契約の清算価値は、ファンドによって特定の先物、先渡またはオプション契約が取引されている取引所および規制ある市場におけるかかる契約の直近の終値または決済価格を基礎とする。ただし、先物、先渡またはオプション契約が、純資産が決定される日に清算されることができなかつた場合、かかる契約の清算価格の決定基準は、管理会社の取締役会が公正かつ合理的とみなす価額とする。

取締役会は、当該評価がファンド資産の適正価額をより一層反映すると考える場合には、取締役会の裁量により、他の評価方法の利用を認めることができる。

ファンドの資産の評価を算出するにあたり、管理事務代行会社は、関係する価格情報源(ファンドの管理事務代行会社、マネージャーおよびブローカーを含む。)に依拠する。明白な誤りのない限り、専門的なサービス提供者としての注意義務を果たしている場合、管理事務代行会社はかかる価格情報源から提供された評価の正確性につき責任を負わない。

特に、市場相場または公正の市場価格が公式に入手できないファンドの資産(非上場の構築化商品または信用商品およびその他の流動性資産を含むがそれらに限定されない。)の評価については、管理事務代行会社は、管理会社または管理会社がその責任に基づき任命する第三者プライシング・ソースのいずれかにより提供される他の評価に依拠し、提供された評価の正当性および正確性の確認は行わない。管理会社が、管理事務代行会社に特定のプライシング・ソースの利用を指示した場合には、管理事務代行会社は、当該プライシング・ソースについてさらなる適正評価または精査を行わず、また行うことを要求されない、かかる関係資産に関する限り、管理事務代行会社の責任は、管理会社またはその他の任命された第三者プライシング・ソースにより提供された価格に基づき純資産総額を計算することだけに限定され、該当機関により提供された評価の正当性または正確性について(明白な誤りがない限り)責任を負うことはない。

資産の重要な部分について、一または複数の価格情報源が評価額を管理事務代行会社に提供しなかった場合、管理事務代行会社は純資産価格を計算しないことができ、その結果、申込価格および買戻価格の決定が不可能になる場合がある。管理事務代行会社は、直ちに管理会社に当該状況が生じたことを知らせるものとする。管理会社は、本項の記載に従い純資産価格の計算の停止を決定することができる。

純資産価格の決定の停止

<訂正前>

(前略)

(二)為替規制または資金の移動に影響を与えるその他の規制により、ファンドの取引が実行不可能な場合またはファンド資産の購入および売却が通常の為替レートでは実行できない場合。

かかる停止は、買付けまたは買戻しの申込みをした受益者に対して通知され、必要と判断される場合には公告される。

<訂正後>

(前略)

(二)為替規制または資金の移動に影響を与えるその他の規制により、ファンドの取引が実行不可能な場合またはファンド資産の購入および売却が通常の為替レートでは実行できない場合。

(ホ)取締役会の見解により、ファンドの受益証券の取引を継続することが受益者にとって実益がなく、不当となる異常な状況が存在する期間。

(ハ)ファンドが終了、解散もしくは併合されるか、またはされる可能性がある場合、その効力日についての提案決議の通知の送付日以降。

(ト)取締役会の管理の及ばないその他の状況が発生した場合。

かかる停止は、買付けまたは買戻しの申込みをした受益者に対して通知され、必要と判断される場合には公告される。

(5) その他

存続期間および解散

<訂正前>

ファンドの存続期間は無期限である。ファンドは、管理会社と保管受託銀行の合意により、いつでも解散することができる。ファンドの純資産総額が10億円を下回った場合、管理会社の取締役会は、日本の販売会社と協議のうえ、ファンドの解散を考慮する。また、ファンドはルクセンブルグ法の定める場合に解散される。受益者または受益者の相続人もしくは遺産受取人は、ファンドの解散を請求することはできない。解散の通知は、ルクセンブルグのメモリアルおよび管理会社と保管受託銀行が合意し決定する適切な発行部数を有する少くとも2つの新聞に公告されるものとし、そのうちの1紙はルクセンブルグの新聞でなければならない。

ルクセンブルグ投信法第104条および107条によれば、ファンドの登録が金融監督委員会に拒絶され、または撤回された場合には、ファンドは地方裁判所の決定により解散されることがある。

<訂正後>

ファンドの存続期間は無期限である。ファンドは、管理会社と保管受託銀行の合意により、いつでも解散することができる。ファンドの純資産総額が10億円を下回った場合、管理会社の取締役会は、日本の販売会社と協議のうえ、ファンドの解散を考慮する。また、ファンドはルクセンブルグ法の定める場合に解散される。受益者または受益者の相続人もしくは遺産受取人は、ファンドの解散を請求することはできない。解散の通知は、ルクセンブルグのメモリアルおよび管理会社と保管受託銀行が合意し決定する適切な発行部数を有する少くとも2つの新聞に公告されるものとし、そのうちの1紙はルクセンブルグの新聞でなければならない。さらに管理会社は、受益者の最善の利益であるとみなされる場合、ルクセンブルグ国外の一紙または複数紙の新聞に公告をすることを決議することができる。

ルクセンブルグ投信法第104条(平成23年7月1日付で、2010年法第143条に改訂される。)によれば、ファンドの登録が金融監督委員会に拒絶され、または撤回された場合には、ファンドは地方裁判所の決定により解散されることがある。

関係法人との契約の更改等に関する手続

<訂正前>

投資顧問契約

投資顧問契約は、管理会社と投資運用会社の間で無期限の契約として締結され、各当事者は、相手方当事者に同契約の終了日の3か月以上前に書面による通知を交付または書留郵便ですることによって同契約を終了させることができる。

(後 略)

<訂正後>

投資運用契約

投資運用契約は、管理会社と投資運用会社の間で無期限の契約として締結され、各当事者は、相手方当事者に同契約の終了日の3か月以上前に書面による通知を交付または書留郵便ですることによって同契約を終了させることができる。

（後 略）

第3 ファンドの経理状況

2 ファンドの現況

純資産額計算書

< 訂正前 >

（前 略）

（注）平成22年9月末日現在、リストラクティッド証券は発行されていない。

< 訂正後 >

（前 略）

（注）平成22年9月末日現在、インスティテューショナル証券、インターナショナル証券およびリストラクティッド証券は発行されていない。

第三部 特別情報

第1 管理会社の概況

5 その他

(2) 事業譲渡または事業譲受

< 訂正前 >

ルクセンブルグ監督当局の事前承認を条件として、管理会社は、ルクセンブルグの法律の一般原則に基づき、ルクセンブルグ投信法第14章に基づく投資信託を管理運用する権限を授与されている他のルクセンブルグの会社にその業務を譲渡することができる。かかる場合、事業を譲渡した会社は、なお、法人として存続する。

< 訂正後 >

ルクセンブルグ監督当局の事前承認を条件として、管理会社は、ルクセンブルグの法律の一般原則に基づき、ルクセンブルグ投信法第13章(平成23年7月1日より2010年法第15章に改訂される。)に基づく投資信託を管理運用する権限を授与されている他のルクセンブルグの会社にその業務を譲渡することができる。かかる場合、事業を譲渡した会社は、なお、法人として存続する。

(3) 訴訟事件その他の重要事項

< 訂正前 >

管理会社およびファンドに重要な影響を与えまたは与えることが予想される事実はない。

管理会社の会計年度は9月30日に終了する1年である。

管理会社の存続期間は無期限である。ただし、ルクセンブルグの法律に規定された定足数および投票要件にしたがった株主総会の決議によりいつでも解散することができる。

< 訂正後 >

管理会社およびファンドに重要な影響を与えまたは与えることが予想される事実はない。

管理会社の会計年度は12月31日に終了する1年である。

管理会社の存続期間は無期限である。ただし、ルクセンブルグの法律に規定された定足数および投票要件にしたがった株主総会の決議によりいつでも解散することができる。

第2 その他の関係法人の概況

<訂正前>

1 名称、資本金の額及び事業の内容

1. アーカス・インベストメント・リミテッド

(Arcus Investment Limited)(「投資運用会社」)

(中略)

2 関係業務の概要

1. アーカス・インベストメント・リミテッド(Arcus Investment Limited)(「投資運用会社」)

投資運用会社は、ファンド資産の投資運用業務を行う。

(中略)

3 資本関係

管理会社は、投資運用会社の子会社である。

<訂正後>

1 名称、資本金の額及び事業の内容

1. アーカス・インベストメント・リミテッド

(Arcus Investment Limited)(「投資運用会社」および「総販売会社」)

(中略)

2 関係業務の概要

1. アーカス・インベストメント・リミテッド(Arcus Investment Limited)(「投資運用会社」および「総販売会社」)

投資運用会社は、ファンド資産の投資運用業務および総販売業務を行う。

(中略)

3 資本関係

該当事項なし。

[前△](#)

独立監査報告書

RBS（ルクセンブルグ）エス・エイ
エスペランジュL-5826 ガスペリッシュ通り33番
株主各位

財務書類に関する報告

2008年4月9日付の株主総会による選任に従い、我々は、添付の2008年12月31日現在の貸借対照表、同日に終了した年度の損益計算書、ならびに重要な会計方針の要約およびその他の注記で構成されるRBS（ルクセンブルグ）エス・エイの財務書類について監査を行った。

財務書類に対する取締役会の責任

取締役会は、財務書類の作成に関するルクセンブルグの法律および規則の要求に従って、本財務書類を作成し公正に表示する責任を負う。かかる責任には、不正によるか誤謬によるかを問わず、重要な虚偽記載のない財務書類の作成および公正な表示に関する内部統制の設計、実施および維持、適切な会計方針の選択と採用、ならびに状況に応じた合理的な会計上の見積りを行うことが含まれる。

監査人の責任

我々の責任は、我々の監査に基づき当該財務書類に対して意見を表明することである。我々は、公認監査人協会によって採用された国際監査基準に従って監査を実施した。当該基準は、我々が倫理義務を遵守し、財務書類に重大な虚偽記載がないか否かについての合理的な確証を得るための監査を計画し実施することを我々に要求している。

監査には、財務書類の金額および開示に関する監査証拠を収集するための手続の実行が含まれる。選択される当該手続は、不正によるか誤謬によるかを問わず、財務書類上の重要な虚偽表示リスクの評価を含む、監査人の判断に依拠している。当該リスク評価において、監査人は、状況に適合する監査手続を設計するため、事業体の財務書類の作成および公正な表示に関する内部統制について考慮するが、これは事業体の内部統制の有効性について意見を表明するために行うものではない。

監査はまた、取締役会により採用された会計方針の妥当性および行われた会計上の見積りの合理性についての評価とともに、財務書類の全体的な表示に関する評価も含んでいる。我々は、我々が収集した監査証拠が我々の監査意見の基礎となるに十分かつ適切であると確信する。

意見

我々は、財務書類は、2008年12月31日現在のRBS（ルクセンブルグ）エス・エイの財政状態ならびに同日に終了した年度についての運用実績を、財務書類の作成に関するルクセンブルグの法律および規制の要求に準拠して、真実かつ公正に表示しているものと認める。

その他の法律および規制の要件に関する報告

取締役会が責任を負う経営報告書は、本財務書類と一致している。

デロイト・エス・エイ
独立監査人

〔署名〕
ベンジャミン・ラム
パートナー

2009年3月16日

[次へ](#)

INDEPENDENT AUDITOR'S REPORT

To the shareholders of RBS (Luxembourg) S.A.
33, Rue de Gasperich
L-5826 Hesperange

Report on the annual accounts

Following our appointment by the General Meeting of the Shareholders dated April 9, 2008 we have audited the accompanying annual accounts of RBS (Luxembourg) S.A., which comprise the balance sheet as at December 31, 2008 and the profit and loss account for the year then ended, and a summary of significant accounting policies and other explanatory notes.

Board of directors' responsibility for the annual accounts

The board of directors is responsible for the preparation and fair presentation of these annual accounts in accordance with Luxembourg legal and regulatory requirements relating to the preparation of the annual accounts. This responsibility includes: designing, implementing and maintaining internal control relevant to the preparation and fair presentation of annual accounts that are free from material misstatement, whether due to fraud or error; selecting and applying appropriate accounting policies; and making accounting estimates that are reasonable in the circumstances.

Auditor's Responsibility

Our responsibility is to express an opinion on these annual accounts based on our audit. We conducted our audit in accordance with International Standards on Auditing as adopted by the *Institut des réviseurs d'entreprises*. Those standards require that we comply with ethical requirements and plan and perform the audit to obtain reasonable assurance whether the annual accounts are free from material misstatement.

An audit involves performing procedures to obtain audit evidence about the amounts and disclosures in the annual accounts. The procedures selected depend on the auditor's judgement, including the assessment of the risks of material misstatement of the annual accounts, whether due to fraud or error. In making those risk assessments, the auditor considers internal control relevant to the entity's preparation and fair presentation of the annual accounts in order to design audit procedures that are appropriate in the circumstances, but not for the purpose of expressing an opinion on the effectiveness of the entity's internal control.

An audit also includes evaluating the appropriateness of accounting policies used and the reasonableness of accounting estimates made by the board of directors, as well as evaluating the overall presentation of the annual accounts. We believe that the audit evidence we have obtained is sufficient and appropriate to provide a basis for our audit opinion.

Opinion

In our opinion, the annual accounts give a true and fair view of the financial position of RBS (Luxembourg) S.A. as of December 31, 2008, and of the results of its operations for the year then ended in accordance with the Luxembourg legal and regulatory requirements relating to the preparation of the annual accounts.

Report on other legal and regulatory requirements

The management report, which is the responsibility of the board of directors, is consistent with the annual accounts.

Deloitte S.A.

Réviseurs d'entreprises

Benjamin Lam

Partner

March 16, 2009

() 上記は、監査報告書の原本に記載された事項を電子化したものであり、その原本は本書提出代理人が別途保管している。

独立監査報告書

R B S（ルクセンブルグ）エス・エイ
エスペランジュL-5826 ガスペリッシュ通り33番
株主各位

財務書類に関する報告

2009年4月8日付の株主総会による選任に従い、我々は、添付の2009年12月31日現在の貸借対照表、同日に終了した年度の損益計算書、ならびに重要な会計方針の要約およびその他の注記で構成されるR B S（ルクセンブルグ）エス・エイの財務書類について監査を行った。

財務書類に対する取締役会の責任

取締役会は、財務書類の作成に関するルクセンブルグの法律および規則の要求に従って、本財務書類を作成し公正に表示する責任を負う。かかる責任には、不正によるか誤謬によるかを問わず、重要な虚偽記載のない財務書類の作成および公正な表示に関する内部統制の設計、実施および維持、適切な会計方針の選択と採用、ならびに状況に応じた合理的な会計上の見積りを行うことが含まれる。

監査人の責任

我々の責任は、我々の監査に基づき当該財務書類に対して意見を表明することである。我々は、公認監査人協会によって採用された国際監査基準に従って監査を実施した。当該基準は、我々が倫理義務を遵守し、財務書類に重大な虚偽記載がないか否かについての合理的な確証を得るための監査を計画し実施することを我々に要求している。

監査には、財務書類の金額および開示に関する監査証拠を収集するための手続の実行が含まれる。選択される当該手続は、不正によるか誤謬によるかを問わず、財務書類上の重要な虚偽表示リスクの評価を含む、監査人の判断に依拠している。当該リスク評価において、監査人は、状況に適合する監査手続を設計するため、事業体の財務書類の作成および公正な表示に関する内部統制について考慮するが、これは事業体の内部統制の有効性について意見を表明するために行うものではない。

監査はまた、取締役会により採用された会計方針の妥当性および行われた会計上の見積りの合理性についての評価とともに、財務書類の全体的な表示に関する評価も含んでいる。我々は、我々が収集した監査証拠が我々の監査意見の基礎となるに十分かつ適切であると確信する。

意見

我々は、財務書類は、2009年12月31日現在のR B S（ルクセンブルグ）エス・エイの財政状態ならびに同日に終了した年度についての運用実績を、財務書類の作成に関するルクセンブルグの法律および規制の要求に準拠して、真実かつ公正に表示しているものと認める。

その他の法律および規制の要件に関する報告

取締役会が責任を負う経営報告書は、本財務書類と一致している。

デロイト・エス・エイ
独立監査人

〔署名〕
ベンジャミン・ラム
パートナー

2010年3月31日

[次へ](#)

INDEPENDENT AUDITOR'S REPORT

To the shareholders of
RBS (Luxembourg) S.A.
33, Rue de Gasperich
L-5826 Hesperange

Report on the annual accounts

Following our appointment by the General Meeting of the Shareholders dated April 8, 2009 we have audited the accompanying annual accounts of RBS (Luxembourg) S.A., which comprise the balance sheet as at December 31, 2009 and the profit and loss account for the year then ended, and a summary of significant accounting policies and other explanatory notes.

Board of directors' responsibility for the annual accounts

The board of directors is responsible for the preparation and fair presentation of these annual accounts in accordance with the Luxembourg legal and regulatory requirements relating to the preparation of the annual accounts. This responsibility includes: designing, implementing and maintaining internal control relevant to the preparation and fair presentation of annual accounts that are free from material misstatement, whether due to fraud or error; selecting and applying appropriate accounting policies; and making accounting estimates that are reasonable in the circumstances.

Auditor's Responsibility

Our responsibility is to express an opinion on these annual accounts based on our audit. We conducted our audit in accordance with International Standards on Auditing as adopted by the *Institut des réviseurs d'entreprises*. Those standards require that we comply with ethical requirements and plan and perform the audit to obtain reasonable assurance whether the annual accounts are free from material misstatement.

An audit involves performing procedures to obtain audit evidence about the amounts and disclosures in the annual accounts. The procedures selected depend on the auditor's judgement, including the assessment of the risks of material misstatement of the annual accounts, whether due to fraud or error. In making those risk assessments, the auditor considers internal control relevant to the entity's preparation and fair presentation of the annual accounts in order to design audit procedures that are appropriate in the circumstances, but not for the purpose of expressing an opinion on the effectiveness of the entity's internal control.

An audit also includes evaluating the appropriateness of accounting policies used and the reasonableness of accounting estimates made by the board of directors, as well as evaluating the overall presentation of the annual accounts. We believe that the audit evidence we have obtained is sufficient and appropriate to provide a basis for our audit opinion.

Opinion

In our opinion, the annual accounts give a true and fair view of the financial position of RBS (Luxembourg) S.A. as of December 31, 2009, and of the results of its operations for the year then ended in accordance with the Luxembourg legal and regulatory requirements relating to the preparation of the annual accounts.

Report on other legal and regulatory requirements

The management report, which is the responsibility of the board of directors, is consistent with the annual accounts.

Deloitte S.A.

Réviseurs d'entreprises

Benjamin Lam

Partner

March 31, 2010

() 上記は、監査報告書の原本に記載された事項を電子化したものであり、その原本は本書提出代理人が別途保管している。